

全体集計

取組み	回答数	評価平均
1 人権の尊重と意識の醸成	33	1.0
(1)男女共同参画意識の定着とアンコシヤス・バイアスの解消	10	1.0
①保育園・幼稚園・幼児園・学校における保育・教育、学習の推進	4	1.0
②家庭、地域社会における教育、学習の推進	3	1.0
③男性にとっての男女共同参画の推進	3	1.0
(2)多様性についての理解促進	7	1.0
①性の多様性を理解するための教育・学習の推進	3	1.0
②個性の尊重に対する理解促進	4	1.0
(3)男女共同参画の視点に立った表現の促進	16	1.0
①メディアにおける男女共同参画の視点に立った表現の促進	16	1.0
2 多様な暮らし方・働き方の実現	35	1.1
(1)働く場における男女共同参画・女性活躍の推進 [☆◎]	11	1.0
①誰もが対等に働く機会の提供	6	1.0
②働く場における女性の活躍推進	5	1.0
(2)仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進 [☆★◎]	16	1.1
①職場におけるワーク・ライフ・バランスの推進	4	1.3
②家庭におけるワーク・ライフ・バランスの推進	8	1.0
③責任を分かち合う家事・育児・介護の推進	4	1.0
(3)多様な働き方の普及と女性のエンパワーメントの向上[☆◎]	8	1.1
①働きやすい職場環境の推進	3	1.3
②女性の就業・起業の支援	5	1.0
3 参画と協働による地域づくり	10	1.0
(1)地域活動における男女共同参画の推進	6	1.0
①地域防災活動における女性参画の拡大	1	1.0
②地域活動における男女共同参画の推進	5	1.0
(2)様々な分野における男女共同参画の推進	4	1.0
①様々な分野での男女共同参画の推進	3	1.0
②男女共同参画の視点を持つ活動の推進	1	1.0
4 安全安心な暮らしの実現	28	1.0
(1)ジェンダーに基づく暴力の根絶	12	1.0
①ドメスティック・バイオレンス(DV)に対する支援体制の充実	9	1.0
②ジェンダーに基づく様々な暴力防止の取組み	3	1.0
(2)困難を抱える人々への支援	9	1.0
①困難を抱える人々への支援	9	1.0
(3)生涯を通じた健康づくり[◎]	7	1.0
①性の尊重と健康についての意識の醸成	1	1.0
②健康づくりへの支援	6	1.0
5 あらゆる分野における男女共同参画の視点の反映	32	0.9
(1)政策・方針決定過程への女性の参画促進	12	0.8
②庁内における男女共同参画の推進	12	0.8
(1)政策・方針決定過程への女性の参画促進	11	1.0
①審議会や委員会への女性参画の促進	6	1.0
②庁内における男女共同参画の推進	5	1.0
(2)あらゆる施策への男女共同参画視点の反映	9	1.0
①男女共同参画の視点による防災体制の整備	2	1.0
②あらゆる施策への男女共同参画視点の反映	3	1.0
③事業者や関係団体との連携推進	2	1.0
④国際的な取組みとの協調	2	1.0
総計	138	1.0

評価点数分布

回答数 取組み	評価			総計
	0	1	2	
1 人権の尊重と意識の醸成		33		33
(1)男女共同参画意識の定着とアンコシヤス・バイアスの解消		10		10
①保育園・幼稚園・幼児園・学校における保育・教育、学習の推進		4		4
②家庭、地域社会における教育、学習の推進		3		3
③男性にとっての男女共同参画の推進		3		3
(2)多様性についての理解促進		7		7
①性の多様性を理解するための教育・学習の推進		3		3
②個性の尊重に対する理解促進		4		4
(3)男女共同参画の視点に立った表現の促進		16		16
①メディアにおける男女共同参画の視点に立った表現の促進		16		16
2 多様な暮らし方・働き方の実現		33	2	35
(1)働く場における男女共同参画・女性活躍の推進 [☆◎]		11		11
①誰もが対等に働く機会の提供		6		6
②働く場における女性の活躍推進		5		5
(2)仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進 [☆★◎]		15	1	16
①職場におけるワーク・ライフ・バランスの推進		3	1	4
②家庭におけるワーク・ライフ・バランスの推進		8		8
③責任を分かち合う家事・育児・介護の推進		4		4
(3)多様な働き方の普及と女性のエンパワーメントの向上[☆◎]		7	1	8
①働きやすい職場環境の推進		2	1	3
②女性の就業・起業の支援		5		5
3 参画と協働による地域づくり		10		10
(1)地域活動における男女共同参画の推進		6		6
①地域防災活動における女性参画の拡大		1		1
②地域活動における男女共同参画の推進		5		5
(2)様々な分野における男女共同参画の推進		4		4
①様々な分野での男女共同参画の推進		3		3
②男女共同参画の視点を持つ活動の推進		1		1
4 安全安心な暮らしの実現		28		28
(1)ジェンダーに基づく暴力の根絶		12		12
①ドメスティック・バイオレンス(DV)に対する支援体制の充実		9		9
②ジェンダーに基づく様々な暴力防止の取組み		3		3
(2)困難を抱える人々への支援		9		9
①困難を抱える人々への支援		9		9
(3)生涯を通じた健康づくり[◎]		7		7
①性の尊重と健康についての意識の醸成		1		1
②健康づくりへの支援		6		6
5 あらゆる分野における男女共同参画の視点の反映	3	29		32
(1)政策・方針決定過程への女性の参画促進	3	9		12
②庁内における男女共同参画の推進	3	9		12
(1)政策・方針決定過程への女性の参画促進		11		11
①審議会や委員会への女性参画の促進		6		6
②庁内における男女共同参画の推進		5		5
(2)あらゆる施策への男女共同参画視点の反映		9		9
①男女共同参画の視点による防災体制の整備		2		2
②あらゆる施策への男女共同参画視点の反映		3		3
③事業者や関係団体との連携推進		2		2
④国際的な取組みとの協調		2		2
総計	3	133	2	138

回答数 取組み	評価			総計
	0	1	2	
1 人権の尊重と意識の醸成		33		33
2 多様な暮らし方・働き方の実現		33	2	35
3 参画と協働による地域づくり		10		10
4 安全安心な暮らしの実現		28		28
5 あらゆる分野における男女共同参画の視点の反映	3	29		32
総計	3	133	2	138

【全課集約】ひとが輝くパートナープラン(栗東市男女共同参画プラン 第6版)における各課の目標と具体的な取組み(様式1)【1.6版目標・取組_全課集約】

No.	概要版	頁	基本目標 大分類	基本目標 中分類	基本目標 小分類	具体的な施策	取組み内容	全課	担当課	担当課 No.	課名	今年度の目標と具体的な取組み	今年度の進捗状況と実績	評価	
1		45	1 人権の尊重と意識の醸成	(1)男女共同参画意識の定着とアンコンシャス・バイアスの解消	①保育園・幼稚園・小学校における保育・教育、学習の推進	1 保育園・幼稚園・小学校における男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進	○「栗東市人権・同和教育基準年間指導計画」に基づき、各園において、男女共同参画及び人権尊重の視点に立ち、性別に関係なく一人ひとりの個性や能力が発揮できる環境となるよう、保育教育内容の充実を推進します。		幼児課 保育園・幼稚園・幼児園	2	1	幼児課 保育園・幼稚園・幼児園 認定こども園	年間指導計画に基づき、男女平等の視点で保育実践を深めています。子ども一人一人がもっている個性を大切に、自分らしく安心して過ごせる保育を行っています。保護者へも園だより、研修等で啓発をしています。	1	
2		45	1 人権の尊重と意識の醸成	(1)男女共同参画意識の定着とアンコンシャス・バイアスの解消	①保育園・幼稚園・小学校における保育・教育、学習の推進	2 学校における男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進	○小・中学校において、男女共同参画社会づくり副読本等の活用による、男女共同参画への理解を深める教育を実践します。 ○「栗東市人権・同和教育基準年間指導計画」に基づき、男女共同参画及び人権尊重の視点に立った教育を実践します。		学校教育課 小学校・中学校	2	1	学校教育課 小学校・中学校	・男女共同参画社会づくりの副読本等を活用し、すべての学校にて男女共同参画及び男女平等の理解を深める学習を行います。 ・学校園訪問において、職員及び児童・生徒の人権意識の実態把握を行うとともに、男女共同参画に係る職員研修の実施の推進を行います。	1	
3-1		45	1 人権の尊重と意識の醸成	(1)男女共同参画意識の定着とアンコンシャス・バイアスの解消	①保育園・幼稚園・小学校における保育・教育、学習の推進	3 保育・教育者等に対する意識の向上	○保育職員や教職員に対して、男女共同参画に関する研修を実施するとともに、男女共同参画に関する指導について、教育研究や自己研修を行います。		学校教育課 幼児課	2	1	学校教育課	・教職員に対しては、男女共同参画に関する研修に積極的に参加するよう指導します。また、教員向け研修や児童生徒向け教材の情報提供を行います。	1	
3-2		45	1 人権の尊重と意識の醸成	(1)男女共同参画意識の定着とアンコンシャス・バイアスの解消	①保育園・幼稚園・小学校における保育・教育、学習の推進	3 保育・教育者等の男女共同参画に対する意識の向上	○保育職員や教職員に対して、男女共同参画に関する研修を実施するとともに、男女共同参画に関する指導について、教育研究や自己研修を行います。		学校教育課 幼児課	2	2	幼児課	各園において男女共同参画に関する職員研修等を実施します。	各園において、人権研修を1回以上実施しています。保育者自身のもつ価値観やあたりまえを振り返る機会を捉え、日常の保育の見直しを行い、人権感覚を磨いています。	1
4		46	1 人権の尊重と意識の醸成	(1)男女共同参画意識の定着とアンコンシャス・バイアスの解消	②家庭、地域社会における教育、学習の推進	1 男女共同参画の視点に立った生涯学習と啓発の推進	○ライフステージに応じた男女共同参画に関する学習機会の提供や、広報による啓発に取り組みます。		自治振興課	1	1	自治振興課	「男女共同参画週間」にあわせて、広報により、それぞれのライフステージに応じた男女共同参画の啓発を行います。	男女共同参画週間では市広報、HP、SNSを活用し、情報発信に取り組みました。	1
5		46	1 人権の尊重と意識の醸成	(1)男女共同参画意識の定着とアンコンシャス・バイアスの解消	②家庭、地域社会における教育、学習の推進	1 男女共同参画の視点に立った生涯学習と啓発の推進	○市民に対して人権尊重の大切さ等、人権意識の高揚を図るための啓発活動を推進します。 ○地区別懇談会や講演会等を行い、男女共同参画や人権等について学ぶ機会を設け、意識の高揚を図ります。		人権政策課 人権教育課	2	1	人権擁護課	・市内人権団体の協力のもと「人権文化事業」等の講演会や啓発活動等を実施します。アンコンシャス・バイアス(思い込み・偏見)をテーマにした視覚教材をじんけんミーティング等で活用します。	「アンコンシャス・バイアス」や「マイクロアグレッション」を題材にした人権ミーティング(地区別懇談会)で、思い込みや偏見が相手や自分を傷つけたり、差別につながることを学ぶ機会が見られました。日常から互いに理解しあい、人権を尊重することを大切にしていこうとする姿が見られました。	1
6		46	1 人権の尊重と意識の醸成	(1)男女共同参画意識の定着とアンコンシャス・バイアスの解消	②家庭、地域社会における教育、学習の推進	1 男女共同参画の視点に立った生涯学習と啓発の推進	○各コミュニティセンター等での社会教育事業を実施するにあたり、男女共同参画の意識を持って講座等を開催します。		生涯学習課	1	1	生涯学習課	男女が、共に地域活動に参加できるようにコミュニティセンターにおいて社会教育事業を実施します。(はつらつ教養大学、子育て講座、まちづくり講座、平和学習、環境講座等)	講座で得た知識を地域や所属団体等で実践していただく生涯学習のまちづくりを目指して、コミュニティセンター等において社会教育事業を実施しました。	1
7-1	○	46	1 人権の尊重と意識の醸成	(1)男女共同参画意識の定着とアンコンシャス・バイアスの解消	③男性にとつての男女共同参画の推進	1 男性にとつての意義の啓発	○男女共同参画が、男性の多様な生き方や豊かな人生につながるものであるという意識の醸成に向け、様々な教育や学習事業を通じて啓発を行います。 ○事業の実施にあたっては、誰もが参加しやすいよう日時等の工夫を行います。		自治振興課 人権政策課 人権教育課 生涯学習課	4	1	自治振興課	意識の醸成に向け、様々な学習機会や情報提供等を通じて啓発を行います。	男性育休推進の啓発品を関連課及び市施設等に配布し男性の家事育児参画を推進しました。	1
7-2	○	46	1 人権の尊重と意識の醸成	(1)男女共同参画意識の定着とアンコンシャス・バイアスの解消	③男性にとつての男女共同参画の推進	1 男性にとつての意義の啓発	○男女共同参画が、男性の多様な生き方や豊かな人生につながるものであるという意識の醸成に向け、様々な教育や学習事業を通じて啓発を行います。 ○事業の実施にあたっては、誰もが参加しやすいよう日時等の工夫を行います。		自治振興課 人権政策課 人権教育課 生涯学習課	4	2	人権擁護課	・男女共同参画や様々な人権問題に関する学びの場となるよう、市内人権団体の協力で「人権文化事業」等の講演会を実施します。 ・講演会事業実施では、託児サービスの提供により、誰もが参加しやすい環境を整えます。	・講演会事業を市内人権関係団体と協働でさくらホールにて開催しました。人権文化事業(12/20)講師：山口達也、演題：人生をきらめかせよう、参加人数：380人 ・9月・12月の月間・週間を併せて、それぞれ1,500名の啓発品を準備し、市内駅頭・街頭啓発及び公共施設への啓発品の設置を行いました。①同和問題啓発強調月間、街頭啓発参加人数：40人②人権週間、街頭啓発参加人数：26人	1
7-3	○	46	1 人権の尊重と意識の醸成	(1)男女共同参画意識の定着とアンコンシャス・バイアスの解消	③男性にとつての男女共同参画の推進	1 男性にとつての意義の啓発	○男女共同参画が、男性の多様な生き方や豊かな人生につながるものであるという意識の醸成に向け、様々な教育や学習事業を通じて啓発を行います。 ○事業の実施にあたっては、誰もが参加しやすいよう日時等の工夫を行います。		自治振興課 人権政策課 人権教育課 生涯学習課	4	4	生涯学習課	男女が、共に地域活動に参加できるようにコミュニティセンターにおいて社会教育事業を実施しました。参加者が性別にとらわれことなく交流することで男女共同参画への意識を高めることができました。一部の講座では、土、日曜日に開催し参加しやすい日時を設定しました。	男女が共に地域活動に参加できるようにコミュニティセンターにおいて社会教育事業を実施しました。参加者が性別にとらわれことなく交流することで男女共同参画への意識を高めることができました。一部の講座では、土、日曜日に開催し参加しやすい日時を設定しました。	1
8	○	47	1 人権の尊重と意識の醸成	(2)多様性についての理解促進	①性の多様性を理解するための教育・学習の推進	1 性の尊重についての教育の推進	○小・中学校において、男女が互いの性についての理解を深めることができるよう、年間指導計画に基づき、各教科の学習や特別活動において性に関する指導を適正に行います。 ○教職員に対しては、性的指向や性同一性障がい等に係る児童生徒へのきめ細やかな対応について、理解の促進を図ります。		学校教育課	1	1	学校教育課	・体育科や保健体育科、特別活動において性の多様性や性への尊重について指導を進めます。 ・教職員に対しては、性の多様性について理解を深め、個別の対応について丁寧に支援が進められるよう周知を行います。	・児童生徒に対しては、男女が互いの性についての理解を深めることができるよう、各々の年間指導計画に基づき、関連する各教科等において性に関する指導を進めました。 ・教職員に対しては、文部科学省の指針等に基づき、個別の対応について支援を進められるよう周知しました。	1
9-1		47	1 人権の尊重と意識の醸成	(2)多様性についての理解促進	①性の多様性を理解するための教育・学習の推進	1 性の尊重についての教育の推進	○多様な性のあり方についての理解が促進されるよう、広報や市が主催する講演会・イベント等の機会を通じ、啓発を行います。		人権政策課 人権教育課 自治振興課	3	1	人権擁護課	・多様な性のあり方についての理解が促進されることを目的に、リーダー講座のテーマを設定。広報や市が主催する講演会・イベント等の機会を通じ、啓発を行います。	人権啓発リーダー講座(講師：前田良さん)において、「パパは女子高生だった～自分らしく生きること～」をテーマにした講座を開催しました。	1
9-2		47	1 人権の尊重と意識の醸成	(2)多様性についての理解促進	①性の多様性を理解するための教育・学習の推進	1 性の尊重についての教育の推進	○多様な性のあり方についての理解が促進されるよう、広報や市が主催する講演会・イベント等の機会を通じ、啓発を行います。		人権政策課 人権教育課 自治振興課	3	3	自治振興課	多様な性のあり方について理解が促進されるようホームページ等で啓発を行います。	多様な性のあり方について理解が促進されるようHPにて啓発しています。	1
10		47	1 人権の尊重と意識の醸成	(2)多様性についての理解促進	②個性の尊重に対する理解促進	1 学校における多文化共生教育の推進	○小・中学校において、国際社会への興味・関心や理解、人権意識を深めることができるよう、多文化共生教育を推進します。		学校教育課	1	1	学校教育課	・年間指導計画に基づき、あらゆる国の文化を尊重し、人権意識を深めることができるようすべての学校において国際理解教育を行います。 ・学校園訪問において、職員及び児童・生徒の人権意識に関わる実態把握を行うとともに、多文化共生に関わる職員研修の実施の推進を行います。	・年間指導計画に基づき、該当教科においてあらゆる国の文化を尊重し、人権意識を深めることができる国際理解教育を行っています。	1

No.	概要版	頁	基本目標大分類	基本目標中分類	基本目標小分類	具体的な施策	取組み内容	全課	担当課	担当課No.	課名	今年度の目標と具体的な取組み	今年度の進捗状況と実績	評価
11		47	1 人権の尊重と意識の醸成	(2)多様性についての理解促進	②個性の尊重に対する理解促進	2 多文化共生のまちづくりを通じた男女共同参画の推進	○多言語による生活関連情報の提供や相談体制の整備、多国籍市民相互の交流機会の提供等、多文化共生社会を目指す活動の中においても男女共同参画を意識し、誰もが暮らしやすいまちづくりを推進します。		自治振興課	1	1 自治振興課	国際交流協会等と連携し、多文化共生の推進と男女共同参画を意識した事業と啓発を行います。	国際交流協会等と連携し、日本語教室と外国語(ポルトガル語)の相談窓口を継続開設し、多文化共生のまちづくりの推進を行いました。今年度から日本語教室の開催を月2回から3回に増やしました。広報3月号に誰もが暮らしやすい多文化共生について掲載し理解促進に努めました。	1
12-1		47	1 人権の尊重と意識の醸成	(2)多様性についての理解促進	②個性の尊重に対する理解促進	3 多様な価値観を尊重する意識の醸成	○多様な価値観や個性について、そのいずれもが等しく尊いという考えを醸成するため、広報や市が主催する講演会・イベント等を通じ、啓発を行います。		人権政策課 人権教育課 自治振興課	3	1 人権擁護課	・多様な価値観や個性について、いづれもが等しく尊いという考えを醸成するため、広報やSNSを活用し、市が主催する講演会・イベント時においても、啓発を行います。	男らしく女らしくではなく、自分らしくいられることについて、DVDを用いた各種研修会や講座において啓発しました。輝く未来(資料編)でも、多文化共生の社会をテーマにし、全戸配布しました。	1
12-2		47	1 人権の尊重と意識の醸成	(2)多様性についての理解促進	②個性の尊重に対する理解促進	3 多様な価値観を尊重する意識の醸成	○多様な価値観や個性について、そのいずれもが等しく尊いという考えを醸成するため、広報や市が主催する講演会・イベント等を通じ、啓発を行います。		人権政策課 人権教育課 自治振興課	3	3 自治振興課	多様な性のあり方について理解が促進されるようホームページ等で啓発を行います	多様な性のあり方について理解が促進されるよう継続してHPに情報提供しています。	1
13-1	○	48	1 人権の尊重と意識の醸成	(3)男女共同参画の視点に立った表現の促進	①メディアにおける男女共同参画の視点に立った表現の促進	1 男女共同参画の視点に基づく市の情報発信	○広報やホームページ等における記事掲載、その他啓発資料の作成の際、アンコンジャス・バイアスに基づく不適切な表現を点検することで、男女共同参画の視点に立った適切な表現の使用促進を図ります。		広報課	1	1 シティプロモーション推進課	性別による根拠のない思い込みや決めつけにつながる不適切な表現がないかどうか点検し、適切な表現の使用促進につなげます。	課内校正の際、根拠のない思い込みや決めつけに繋がる表現がないかどうかを複数人でチェックを行い、適切な表現の使用促進につなげました。	1
13-2	○	48	1 人権の尊重と意識の醸成	(3)男女共同参画の視点に立った表現の促進	①メディアにおける男女共同参画の視点に立った表現の促進	1 男女共同参画の視点に基づく市の情報発信	○広報やホームページ等における記事掲載、その他啓発資料の作成の際、アンコンジャス・バイアスに基づく不適切な表現を点検することで、男女共同参画の視点に立った適切な表現の使用促進を図ります。	○	広報課	1	99 保険年金課	広報・ホームページへの掲載、啓発ポスターや各種通知の作成にあたって、無意識の偏見による不適切な表現とならないよう点検を行います。	市広報・ホームページへの掲載、各種通知の作成の際に不適切な表現とならないよう点検を行いました。	1
13-2	○	48	1 人権の尊重と意識の醸成	(3)男女共同参画の視点に立った表現の促進	①メディアにおける男女共同参画の視点に立った表現の促進	1 男女共同参画の視点に基づく市の情報発信	○広報やホームページ等における記事掲載、その他啓発資料の作成の際、アンコンジャス・バイアスに基づく不適切な表現を点検することで、男女共同参画の視点に立った適切な表現の使用促進を図ります。	○	広報課	1	99 長寿福祉課	・広報やホームページ等において、男性及び女性の役割と感ずる表記やイラストの使用がないよう細心の注意を行います。	・ホームページやパンフレットの表記やイラストが適切な表現となっているか確認しました。	1
13-2	○	48	1 人権の尊重と意識の醸成	(3)男女共同参画の視点に立った表現の促進	①メディアにおける男女共同参画の視点に立った表現の促進	1 男女共同参画の視点に基づく市の情報発信	○広報やホームページ等における記事掲載、その他啓発資料の作成の際、アンコンジャス・バイアスに基づく不適切な表現を点検することで、男女共同参画の視点に立った適切な表現の使用促進を図ります。	○	広報課	1	99 自治振興課	様々な機会や情報手段を通じ啓発を行います。	SNSやチラシ画像、啓発品等の作成の際に、男女共同参画の視点を意識し取組みを行いました。	1
13-2	○	48	1 人権の尊重と意識の醸成	(3)男女共同参画の視点に立った表現の促進	①メディアにおける男女共同参画の視点に立った表現の促進	1 男女共同参画の視点に基づく市の情報発信	○広報やホームページ等における記事掲載、その他啓発資料の作成の際、アンコンジャス・バイアスに基づく不適切な表現を点検することで、男女共同参画の視点に立った適切な表現の使用促進を図ります。	○	広報課	1	99 幼児課	園だよりや保護者へ発信する内容には男女参画の視点に立ち、不適切な表現とならないよう確認していきます。	広報やホームページなどにおける記事や園だより作成の際には性別の固定概念や差別的な表現の防止に努めました。	1
13-2	○	48	1 人権の尊重と意識の醸成	(3)男女共同参画の視点に立った表現の促進	①メディアにおける男女共同参画の視点に立った表現の促進	1 男女共同参画の視点に基づく市の情報発信	○広報やホームページ等における記事掲載、その他啓発資料の作成の際、アンコンジャス・バイアスに基づく不適切な表現を点検することで、男女共同参画の視点に立った適切な表現の使用促進を図ります。	○	広報課	1	99 発達支援課	案内チラシ等の作成の際は、性別の固定的な表現とならないよう点検し、多様な受け手を意識しながら作成します。	性別の固定的な表現とならないよう、子育て講座等のチラシやアンケートを作成しました。	1
13-2	○	48	1 人権の尊重と意識の醸成	(3)男女共同参画の視点に立った表現の促進	①メディアにおける男女共同参画の視点に立った表現の促進	1 男女共同参画の視点に基づく市の情報発信	○広報やホームページ等における記事掲載、その他啓発資料の作成の際、アンコンジャス・バイアスに基づく不適切な表現を点検することで、男女共同参画の視点に立った適切な表現の使用促進を図ります。	○	広報課	99	障がい福祉課	広報啓発活動において、表現内容の点検等で、アンコンジャス・バイアスに基づく不適切な表現の防止に努めます。	情報発信の際、不適切な表現についての個人の気づきを大切に、組織での点検に努めました。	1
13-2	○	48	1 人権の尊重と意識の醸成	(3)男女共同参画の視点に立った表現の促進	①メディアにおける男女共同参画の視点に立った表現の促進	1 男女共同参画の視点に基づく市の情報発信	○広報やホームページ等における記事掲載、その他啓発資料の作成の際、アンコンジャス・バイアスに基づく不適切な表現を点検することで、男女共同参画の視点に立った適切な表現の使用促進を図ります。	○	広報課	99	企画政策課	計画の策定や各種事業啓発資料等を作成する際、男女共同参画の視点に立った適切な表現となるよう点検を行います。	計画冊子、広報、ホームページ、案内チラシ等の情報発信について、性別に偏りのない表現で作成しました。	1
14-1		48	1 人権の尊重と意識の醸成	(3)男女共同参画の視点に立った表現の促進	①メディアにおける男女共同参画の視点に立った表現の促進	1 男女共同参画の視点に基づく市の情報発信	○行政職員に対する研修機会等を通じて、アンコンジャス・バイアスに基づく不適切な表現の防止・点検に関する周知・啓発を図ります。		自治振興課 人事課	2	1 自治振興課	アンコンジャス・バイアスに基づく不適切な表現について、職員に周知・啓発を行います。	アンコンジャス・バイアスに関連して、男女の視点から考える表現チェックシートを更新し、インフォメーションに掲載など適切な表現の利用を促進しています。	1
14-2		48	1 人権の尊重と意識の醸成	(3)男女共同参画の視点に立った表現の促進	①メディアにおける男女共同参画の視点に立った表現の促進	1 男女共同参画の視点に基づく市の情報発信	○行政職員に対する研修機会等を通じて、アンコンジャス・バイアスに基づく不適切な表現の防止・点検に関する周知・啓発を図ります。		自治振興課 人事課	2	2 人事課	研修等の機会を通して、職員の意識向上を図ります。	職場研修や集合研修で人権問題研修を実施し、職員の意識向上に取り組んでいます。(R7年度集合研修は2月予定)	1
15		48	1 人権の尊重と意識の醸成	(3)男女共同参画の視点に立った表現の促進	①メディアにおける男女共同参画の視点に立った表現の促進	2 メディアリテラシーの向上	○「議会だより」においてメディアによる人権侵害等、社会の進展に応じた人権問題啓発標語等を掲載し、人権侵害防止の意識向上を図ります。		議会事務局	1	1 議会事務局	「議会だより」(年4回発行)に人権問題啓発標語を掲載します。	「議会だより」5月1日号、8月1日号、11月1日号表紙に人権啓発作品集より標語を掲載しました。	1
16-1		48	1 人権の尊重と意識の醸成	(3)男女共同参画の視点に立った表現の促進	①メディアにおける男女共同参画の視点に立った表現の促進	2 メディアリテラシーの向上	○インターネット等のメディアを通じた情報発信における人権侵害の防止について、市民意識の向上を図るため、広報やホームページ等による啓発を図ります。		人権政策課 人権教育課 自治振興課	3	1 人権擁護課	・市広報、ホームページ等へ各種強化週間、月間の取組み、人権侵害防止の啓発について掲載を行うとともに、啓発紙の発行を行い、男女共同参画の認識も含めた市民の人権意識向上のための啓発を行います。	市広報及び市ホームページに同和問題啓発強化週間、人権週間等の各種人権関連の月間や週間について記事掲載し、人権侵害防止についての情報発信と啓発を行いました。また、昨年に引き続き、くりちゃんに一日人権擁護委員の委嘱を行い、人権の啓発活動を行いました。	1
16-2		48	1 人権の尊重と意識の醸成	(3)男女共同参画の視点に立った表現の促進	①メディアにおける男女共同参画の視点に立った表現の促進	2 メディアリテラシーの向上	○インターネット等のメディアを通じた情報発信における人権侵害の防止について、市民意識の向上を図るため、広報やホームページ等による啓発を図ります。		人権政策課 人権教育課 自治振興課	3	3 自治振興課	様々な機会や情報手段を通じ情報提供や啓発を行います。	広報やHP等を活用し男女共同参画に関連する強化週間や月間の取組みの情報発信などの働きかけを行いました。	1
17		48	1 人権の尊重と意識の醸成	(3)男女共同参画の視点に立った表現の促進	①メディアにおける男女共同参画の視点に立った表現の促進	2 メディアリテラシーの向上	○メディアによる人権侵害等、市民のメディアリテラシーの向上に資する図書収集に努め、利用の促進を図ります。		図書館	1	1 図書館	新刊図書を中心に関係図書の収集に努め、図書展示等による利用の促進を図ります。	関係図書を収集し、新着本コーナーや「図書館だより」など新着図書案内で紹介し、利用の促進を図りました。	1
18-1		48	1 人権の尊重と意識の醸成	(3)男女共同参画の視点に立った表現の促進	①メディアにおける男女共同参画の視点に立った表現の促進	2 メディアリテラシーの向上	○地域の広報紙や事業者の広告物等の発行物について、男女共同参画の視点に立ち、不適切な表現と認められる場合は、適切な助言を行います。		自治振興課 商工観光労政課	2	1 自治振興課	男女共同参画の視点において、不適切な表現と認められる場合は適切な助言を行います。	男女の視点から考える表現チェックシートを更新し、インフォメーションに掲載など適切な表現の利用を促進しています。	1

No.	概要版	頁	基本目標大分類	基本目標中分類	基本目標小分類	具体的な施策	取組み内容	全課	担当課	担当課No.	課名	今年度の目標と具体的な取組み	今年度の進捗状況と実績	評価
18-2		48	1 人権の尊重と意識の醸成	(3)男女共同参画の視点に立った表現の促進	①メディアにおける男女共同参画の視点に立った表現の促進	2 メディアリテラシーの向上	○地域の広報紙や事業者の広告物等の発行物について、男女共同参画の視点に立ち、不適切な表現と認められる場合は、適切な助言を行います。		自治振興課 商工観光労政課	2	2 商工観光労政課	男女共同参画の視点において不適切な表現と認められる発行物を確認した場合には、適切な助言を行います。	事業者の発行物において、不適切な表現と認められるような広告物等は確認されていません。	1
19-1		49	2 多様な暮らし方・働き方の実現	(1)働く場における男女共同参画・女性活躍の推進 [☆◎]	①誰もが対等に働く機会の提供	1 労働相談窓口に関する情報提供	○労働に関する相談があった際、国や県の相談窓口との連携を図り適切な支援につなげるなど、労働相談窓口に関する情報提供を行います。 ○広報を通じて相談業務の案内を掲載し、周知を図ります。		商工観光労政課 人権政策課 ひだまりの家	3	1 商工観光労政課	労働相談窓口に関する情報提供を行うとともに、関係機関と連携を図ることで適切な支援へつなげます。	労働に関する相談窓口についての問い合わせが2件あり、情報提供を行いました。	1
19-2		49	2 多様な暮らし方・働き方の実現	(1)働く場における男女共同参画・女性活躍の推進 [☆◎]	①誰もが対等に働く機会の提供	1 労働相談窓口に関する情報提供	○労働に関する相談があった際、国や県の相談窓口との連携を図り適切な支援につなげるなど、労働相談窓口に関する情報提供を行います。 ○広報を通じて相談業務の案内を掲載し、周知を図ります。		商工観光労政課 人権政策課 ひだまりの家	3	2 人権擁護課	・労働に関する相談に限らず、相談者の問題解決に向けて、内容に応じて適切な関係機関や専門機関につながるよう情報提供を行います。	人権擁護委員による「人権いろいろ相談」(4月、1月を除いた年10回)を実施し、相談内容に応じて他の機関の相談窓口の周知にも努めました。	1
19-3		49	2 多様な暮らし方・働き方の実現	(1)働く場における男女共同参画・女性活躍の推進 [☆◎]	①誰もが対等に働く機会の提供	1 労働相談窓口に関する情報提供	○労働に関する相談があった際、国や県の相談窓口との連携を図り適切な支援につなげるなど、労働相談窓口に関する情報提供を行います。 ○広報を通じて相談業務の案内を掲載し、周知を図ります。		商工観光労政課 人権政策課 ひだまりの家	3	3 ひだまりの家	・面接を中心とした就労相談を行うとともに求人情報の提供を行い、関係機関との連携を図ります。(ひだまりの家)	就労困難者の個々の特性に合わせてハローワークをはじめ就労支援機関が実施する講座等の案内の情報提供を行うとともに訪宅及びひだまりの家に来館時に相談者の個々の状況を確認しました。求人講座情報は、ひだまりの家の玄関特設ステージの掲載により情報の周知を行いました。	1
20-1		49	2 多様な暮らし方・働き方の実現	(1)働く場における男女共同参画・女性活躍の推進 [☆◎]	①誰もが対等に働く機会の提供	2 あらゆる職域における男女共同参画の推進	○あらゆる職域において男女共同参画の推進が図られるよう、市や県内における先進的な取組みの動向の把握に努め、情報発信を図ります。		自治振興課 商工観光労政課	2	1 自治振興課	県や市内の取組みと動向を把握し、市民への情報発信を行います。	男女共同参画週間では市広報、HP、SNSを活用し、情報発信に取り組みしました。	1
20-2		49	2 多様な暮らし方・働き方の実現	(1)働く場における男女共同参画・女性活躍の推進 [☆◎]	①誰もが対等に働く機会の提供	2 あらゆる職域における男女共同参画の推進	○あらゆる職域において男女共同参画の推進が図られるよう、市や県内における先進的な取組みの動向の把握に努め、情報発信を図ります。		自治振興課 商工観光労政課	2	2 商工観光労政課	県内における取組みの動向を把握するとともに、情報発信に努めます。	先進的な取組みをされている事業所について理解を深め、情報発信に努めました。	1
21		49	2 多様な暮らし方・働き方の実現	(1)働く場における男女共同参画・女性活躍の推進 [☆◎]	①誰もが対等に働く機会の提供	3 多様な選択が可能なキャリア教育の推進	○性別にとらわれず、本人の選択を尊重した進路指導を実施するとともに、理工系等の多様な進路選択の理解を深めるため、年間計画に基づき各教科の学習や特別活動においてキャリア教育を進めます。		学校教育課	1	1 学校教育課	・性別にとらわれることなく、進路指導の充実を図ることはもとより、多様な進路選択ができるように情報提供を行います。	・多様な進路選択ができるように情報提供を行い、一人一人の思いを大切にされた進路指導の充実を図っています。	1
22-1	○	50	2 多様な暮らし方・働き方の実現	(1)働く場における男女共同参画・女性活躍の推進 [☆◎]	②働く場における女性の活躍推進	1 事業者・団体等における方針決定過程への女性の参画促進(女性の登用促進)	○事業者や団体、自治会等に対し、方針決定過程への女性の参画について、「女性活躍推進法」の理念や規定などに基づき働きかけを行います。		商工観光労政課 自治振興課	2	1 商工観光労政課	企業訪問等の機会を通じて、事業者へ女性参画を促します。	企業訪問等を通じて、事業者への情報提供を行いました。	1
22-2	○	50	2 多様な暮らし方・働き方の実現	(1)働く場における男女共同参画・女性活躍の推進 [☆◎]	②働く場における女性の活躍推進	1 事業者・団体等における方針決定過程への女性の参画促進(女性の登用促進)	○事業者や団体、自治会等に対し、方針決定過程への女性の参画について、「女性活躍推進法」の理念や規定などに基づき働きかけを行います。		商工観光労政課 自治振興課	2	2 自治振興課	ホームページ等で「女性活躍推進法」の周知を行い、方針決定過程への女性の参画を促します。男女共同参画の情報提供等を行い、取組みの推進を行います。	HPに「女性活躍推進法」について掲載し、男女共同参画を促進しています。職員に向けて、審議会等での女性登用促進を周知しました。	1
22-3	○	50	2 多様な暮らし方・働き方の実現	(1)働く場における男女共同参画・女性活躍の推進 [☆◎]	②働く場における女性の活躍推進	1 事業者・団体等における方針決定過程への女性の参画促進(女性の登用促進)	○事業者や団体、自治会等に対し、方針決定過程への女性の参画について、「女性活躍推進法」の理念や規定などに基づき働きかけを行います。	○	商工観光労政課 自治振興課	2	99 長寿福祉課	介護分野では既に女性の方が多く働いておられる業種であるため、引き続き働きやすい職場環境の推進に努めます。	事業所の運営指導においてハラスメント対策の助言を実施しました。	1
22-3	○	50	2 多様な暮らし方・働き方の実現	(1)働く場における男女共同参画・女性活躍の推進 [☆◎]	②働く場における女性の活躍推進	1 事業者・団体等における方針決定過程への女性の参画促進(女性の登用促進)	○事業者や団体、自治会等に対し、方針決定過程への女性の参画について、「女性活躍推進法」の理念や規定などに基づき働きかけを行います。	○	商工観光労政課 自治振興課	2	99 障がい福祉課	障がい者団体や事業者に対して、方針決定過程への女性の参画について、情報の伝達・発信に努めます。	団体や事業者に対して男女共同参画について、情報の伝達・発信に努めました。	1
23		50	2 多様な暮らし方・働き方の実現	(1)働く場における男女共同参画・女性活躍の推進 [☆◎]	②働く場における女性の活躍推進	2 事業者・団体等に対する支援	○「女性活躍推進法」の理念や規定、令和元年度の同法の改正内容(令和4年4月1日施行)等について、事業者や団体等へ周知します。 ○男女共同参画を推進しようとする事業者や団体等に対し、必要な情報を提供し、その取組みを支援します。		自治振興課	1	1 自治振興課	ホームページ等で「女性活躍推進法」の周知を行い、方針決定過程への女性の参画を促します。	HPに「女性活躍推進法」について掲載し、男女共同参画を促進しています。女性団体連絡協議会等に対し、必要な情報提供を行い、取組みを支援しました。	1
24-1		50	2 多様な暮らし方・働き方の実現	(2)仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進 [☆★◎]	①職場におけるワーク・ライフ・バランスの推進	1 事業者等における男女共同参画の気運の醸成	○事業者に対し、啓発や学習機会の提供等の働きかけを行い、男女共同参画の気運の醸成を図ります。 ○女性活躍推進企業認証制度において認定された事業者やワーク・ライフ・バランス推進企業に登録した事業者の周知を行うなど、事業者の自主的な取組みを推進します。		商工観光労政課 自治振興課	2	1 商工観光労政課	事業者に対してパンフレット等で啓発を行うとともに、環境整備相談窓口について情報提供を行います。	事業者におけるワーク・ライフ・バランスの取り組み状況を把握し、ワーク・ライフ・バランス推進企業への登録を呼びかけました。	1
24-2		50	2 多様な暮らし方・働き方の実現	(2)仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進 [☆★◎]	①職場におけるワーク・ライフ・バランスの推進	1 事業者等における男女共同参画の気運の醸成	○事業者に対し、啓発や学習機会の提供等の働きかけを行い、男女共同参画の気運の醸成を図ります。 ○女性活躍推進企業認証制度において認定された事業者やワーク・ライフ・バランス推進企業に登録した事業者の周知を行うなど、事業者の自主的な取組みを推進します。		商工観光労政課 自治振興課	2	2 自治振興課	女性の多様な働き方が促進されるよう女性の創業・起業に関するセミナーを開催します。	10月に「女性向けやさしい創業セミナー」を開催し、女性活躍の推進、多様な働き方の支援に取り組みました。市内の「人権啓発担当者」設置事業所にて、ワーク・ライフ・バランスの大切さに関する啓発資料を配布し、情報発信に取り組みました。1月市職員対象に「ワーク・ライフ・バランス研修」を開催(予定)。	2
25		50	2 多様な暮らし方・働き方の実現	(2)仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進 [☆★◎]	①職場におけるワーク・ライフ・バランスの推進	2 職場における妊娠・出産・子育てへの理解の促進	○妊娠・出産、育児休業等の取得を理由とする不利益な扱いをなくするため、事業者に対しパンフレットの配布等による啓発を行い、職場における理解促進を図ります。		商工観光労政課	1	1 商工観光労政課	職場における理解促進が図られるよう、企業訪問等の機会を活用して啓発を行います。	育児休業等の両立支援制度におけるパンフレットを配布することで、事業者に対する啓発を行いました。	1
26		51	2 多様な暮らし方・働き方の実現	(2)仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進 [☆★◎]	①職場におけるワーク・ライフ・バランスの推進	3 多様な就業環境の整備に向けた事業者への働きかけ	○労働者一人ひとりのワーク・ライフ・バランスを実現することで、優秀な人材の確保・定着が図られるよう、テレワークなどの多様な柔軟な働き方や雇用のあり方について、事業者に啓発を行います。 ○長時間労働等の働き方の見直しや、誰もが子育て・学校行事・地域活動・介護等に参画できるような環境づくりについて、事業者に啓発を行います。		商工観光労政課	1	1 商工観光労政課	事業者に対してワーク・ライフ・バランスに関する啓発資料を提供することにより、事業者における意識の向上を図ります。	ワーク・ライフ・バランスの推進にあたって参考となるセミナー等について、ホームページやチラシで広く周知を行いました。	1

No.	概要版	頁	基本目標大分類	基本目標中分類	基本目標小分類	具体的な施策	取組み内容	全課	担当課	担当課No.	課名	今年度の目標と具体的な取組み	今年度の進捗状況と実績	評価
27-1	○	51	2 多様な暮らし方・働き方の実現	(2)仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進[☆★◎]	②家庭におけるワーク・ライフ・バランスの推進	1 安心して子育てできる環境づくり	○「栗東市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、保護者の多様な勤務形態や勤務時間、地域の子育てニーズに対応できるよう、長時間保育や預かり保育、一時預かり保育等の様々な保育サービスの充実を図ります。 ○講座、交流の場の提供等の様々な子育て支援サービスにおいて、時間帯や託児等、誰もが参加しやすいよう配慮します。 ○ワーク・ライフ・バランスの推進を図る上で必要な、子育てに関する様々な制度や情報をわかりやすく提供することで、誰もが安心して子育てできる環境づくりを進めます。		幼児課 子育て支援課 広報課	3	1 幼児課	多様化している保護者のニーズに応じた入園案内を進めていきます。また、市内子ども園で子育て相談や園庭開放を実施し、子育てに関する不安を聞く体制づくりをし、安心して子育てができるように努めます。	入園に関しては、できる限り保護者のニーズに対応しながら調整を図っています。 保護者の様々な子育て不安や悩みに寄り添ったり、クラス懇談会を実施する中で子育ての悩みを共有したり、保護者同士のつながりがもてるよう支援を進めました。 市内3園(子ども園)において、園庭開放を毎月1回、子育て相談を随時実施しました。園庭開放では、毎月10人くらいの親子が来園し保育者に子育ての悩みを相談したり、保護者同士が子育ての話をしたり話ができる場をつくることができました。	1
27-2	○	51	2 多様な暮らし方・働き方の実現	(2)仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進[☆★◎]	②家庭におけるワーク・ライフ・バランスの推進	1 安心して子育てできる環境づくり	○「栗東市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、保護者の多様な勤務形態や勤務時間、地域の子育てニーズに対応できるよう、長時間保育や預かり保育、一時預かり保育等の様々な保育サービスの充実を図ります。 ○講座、交流の場の提供等の様々な子育て支援サービスにおいて、時間帯や託児等、誰もが参加しやすいよう配慮します。 ○ワーク・ライフ・バランスの推進を図る上で必要な、子育てに関する様々な制度や情報をわかりやすく提供することで、誰もが安心して子育てできる環境づくりを進めます。		幼児課 子育て支援課 広報課	3	2 子育て支援課	○子育て特設サイトの充実を図るとともに、子育てアプリや公式LINEアプリなど様々な媒体を活用し、わかりやすい子育て情報の発信に取り組みます。	○保護者対象のアンケートや相談の内容から、子育て世代の関心が高いテーマに沿った子育て講座を開催しました。 ○各課へ子育て特設サイトへの掲載および、サイト掲載ページへのアイコンの設置を依頼し、サイトの充実にも努めました。また、市公式YouTubeに子育て関連動画を掲載しました。	1
27-3	○	51	2 多様な暮らし方・働き方の実現	(2)仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進[☆★◎]	②家庭におけるワーク・ライフ・バランスの推進	1 安心して子育てできる環境づくり	○「栗東市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、保護者の多様な勤務形態や勤務時間、地域の子育てニーズに対応できるよう、長時間保育や預かり保育、一時預かり保育等の様々な保育サービスの充実を図ります。 ○講座、交流の場の提供等の様々な子育て支援サービスにおいて、時間帯や託児等、誰もが参加しやすいよう配慮します。 ○ワーク・ライフ・バランスの推進を図る上で必要な、子育てに関する様々な制度や情報をわかりやすく提供することで、誰もが安心して子育てできる環境づくりを進めます。		幼児課 子育て支援課 広報課	3	3 シティプロモーション推進課	市民が必要な情報に辿りつきやすいように、市ホームページの内容を整理・充実し、子育てアプリ、LINEなど様々な媒体を活用しながら、わかりやすい子育て情報の発信に取り組みます。	担当部署と連携し、イラストや分かりやすい表現、文章を用いて、子育てに関する制度や情報の提供に努めました。	1
28-1		52	2 多様な暮らし方・働き方の実現	(2)仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進[☆★◎]	②家庭におけるワーク・ライフ・バランスの推進	2 家族の在宅介護の負担の軽減	○「栗東市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」及び「栗東市障がい者基本計画・障がい福祉計画」に基づき、家族介護者の負担軽減を図るため、相談内容に応じて医療や介護などの専門職につなぎ、本人や家族の支援を行います。また、介護保険サービスや障がい福祉サービスの周知・啓発を実施します。 ○周知・啓発にあたっては身近な地域での出前講座の実施等、参加しやすい工夫を行います。 ○ワーク・ライフ・バランスの推進を図る上で必要な、介護に関する様々な制度や情報をわかりやすく提供することで、介護の負担軽減を図ります。		長寿福祉課 障がい福祉課 広報課	3	1 長寿福祉課	・各圏域包括支援センターにおいて、的確に相談に応じ必要な支援につなぐことができるよう、情報の共有を図ります。 ・介護保険制度をはじめ認知症や在宅医療・介護に関する周知・啓発に、市広報・ホームページ・出前講座など様々な媒体を通じて取り組んでいます。 ○介護保険申請時に、窓口や地域包括支援センターで、パンフレット等を利用した家族への制度の説明 ○民間事業所等へ認知症サポーター養成講座の開催 ○認知症ケアバスの啓発 ○生き方カフェの開催、在宅医療・介護連携推進事業の実施	・各圏域に設置している地域包括支援センターにおいて、身近な住み慣れた地域で、高齢者が自立した生活が送れるよう、相談支援体制の強化と充実を図っています。その中で、性別に関わらず生じる介護負担等を抱える人に対して、解決に向けた相談支援を行っています。	1
28-2		52	2 多様な暮らし方・働き方の実現	(2)仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進[☆★◎]	②家庭におけるワーク・ライフ・バランスの推進	2 家族の在宅介護の負担の軽減	○「栗東市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」及び「栗東市障がい者基本計画・障がい福祉計画」に基づき、家族介護者の負担軽減を図るため、相談内容に応じて医療や介護などの専門職につなぎ、本人や家族の支援を行います。また、介護保険サービスや障がい福祉サービスの周知・啓発を実施します。 ○周知・啓発にあたっては身近な地域での出前講座の実施等、参加しやすい工夫を行います。 ○ワーク・ライフ・バランスの推進を図る上で必要な、介護に関する様々な制度や情報をわかりやすく提供することで、介護の負担軽減を図ります。		長寿福祉課 障がい福祉課 広報課	3	2 障がい福祉課	福祉サービスについて、広報等の情報媒体への掲載のほか、出前講座や相談支援機関を通じた情報発信に努めるとともに、必要に応じて福祉サービス利用支援を実施する計画相談支援事業所、委託相談事業所へつなげます。	・広報に各種手帳(4月号)、紙おむつ(12月号)に制度の案内記事を掲載しました。 ・家族の負担軽減を行うため、計画相談支援事業所につなぐなど、必要なサービスが利用できるように支援しました。	1
28-3		52	2 多様な暮らし方・働き方の実現	(2)仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進[☆★◎]	②家庭におけるワーク・ライフ・バランスの推進	2 家族の在宅介護の負担の軽減	○「栗東市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」及び「栗東市障がい者基本計画・障がい福祉計画」に基づき、家族介護者の負担軽減を図るため、相談内容に応じて医療や介護などの専門職につなぎ、本人や家族の支援を行います。また、介護保険サービスや障がい福祉サービスの周知・啓発を実施します。 ○周知・啓発にあたっては身近な地域での出前講座の実施等、参加しやすい工夫を行います。 ○ワーク・ライフ・バランスの推進を図る上で必要な、介護に関する様々な制度や情報をわかりやすく提供することで、介護の負担軽減を図ります。		長寿福祉課 障がい福祉課 広報課	3	3 シティプロモーション推進課	担当部署と連携し、各種媒体を活用して、様々な制度や施策、情報をわかりやすく提供します。	担当部署と連携し、イラストや分かりやすい表現、文章を用いて、介護に関する制度や情報の提供に努めました。	1
29		52	2 多様な暮らし方・働き方の実現	(2)仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進[☆★◎]	②家庭におけるワーク・ライフ・バランスの推進	3 育児・介護休業を取得しやすい環境づくりの推進	○安心して育児・介護休業が取得できるよう、育児・介護休業中に必要な生活資金の貸付を受けることができる制度の周知を図るなど、支援を行います。		商工観光労政課	1	1 商工観光労政課	制度の周知を図るとともに、相談があった場合には適切な情報提供を行います。	相談内容に応じて、利用できる制度や相談窓口について情報提供を行いました。	1
30		52	2 多様な暮らし方・働き方の実現	(2)仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進[☆★◎]	②家庭におけるワーク・ライフ・バランスの推進	4 ワーク・ライフ・バランスについての理解促進	○市民のワーク・ライフ・バランスに対する理解を深めるため、広報やホームページ、パンフレット等を通じた啓発を行い、一人ひとりがワーク・ライフ・バランスについて考える機会を創出します。		自治振興課	1	1 自治振興課	働きながら子育てができる女性活躍の支援として、ワーク・ライフ・バランス等に関するセミナーを開催します。	女性活躍支援として、9月に「男女共同参画の視点による子育て世代の防災セミナー」、2月(予定)に「日本の子育て、海外の子育て」について、無料託児付きセミナーを開催します。	1
31		52	2 多様な暮らし方・働き方の実現	(2)仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進[☆★◎]	③責任を分かち合う家事・育児・介護の推進	1 男性の家事参画促進のための取組み	○男性の家事参画をより促進するため、広報等を通じて実践的な情報の提供や、啓発を行います。		自治振興課	1	1 自治振興課	様々な機会や情報手段を通じ情報提供や啓発を行います。	男性育児推進の啓発品を関連課及び市施設等に配布し男性の家事育児参画を推進しました。	1
32		52	2 多様な暮らし方・働き方の実現	(2)仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進[☆★◎]	③責任を分かち合う家事・育児・介護の推進	2 男性の育児参画促進のための取組み	○男性の育児参画を進めるため、男性対象の子育て講座の開催等、父親が子育てに参画しやすい取組みを推進します。		子育て支援課	1	1 子育て支援課	男性の育児参画を進めるため、男性対象の子育て講座の開催等に取り組みます。	土曜日に父親を対象とした講座を実施し、男性の家庭参画意識の醸成を図りました。	1

No.	概要版	頁	基本目標大分類	基本目標中分類	基本目標小分類	具体的な施策	取組み内容	全課	担当課	担当課No.	課名	今年度の目標と具体的な取組み	今年度の進捗状況と実績	評価	
33		52	2 多様な暮らし方・働き方の実現	(2)仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進【★◎】	③責任を分かち合う家事・育児・介護の推進	2 男性の育児参画促進のための取組み	○男性が育児に必要な知識や技術を身に付けることができるよう、様々な機会を通じて情報提供や啓発を行います。		こども家庭センター	1	こども家庭センター	妊娠前から妊婦のパートナーが育児に参画できるように、母子健康手帳交付時に育児情報冊子を配布するとともに、妊婦等サロンを実施し、育児に関する情報提供や啓発を行います。	母子健康手帳交付時に、子育て情報冊子「こんには赤ちゃん」を配布し、妊婦サロンで夫婦での話し合いや情報提供、啓発を行った。母子健康手帳交付585件(12月末)	1	
34		53	2 多様な暮らし方・働き方の実現	(2)仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進【★◎】	③責任を分かち合う家事・育児・介護の推進	3 介護負担軽減のための取組み	○性別にかかわらず直面する介護や、増加する男性介護者が抱える困難などに寄り添い、必要な支援を行います。		長寿福祉課	1	長寿福祉課	・各圏域包括支援センターにおいて、的確に相談に応じ必要な支援につなぐことができるよう、情報の共有を図ります。	各圏域に設置している地域包括支援センターにおいて、身近な住み慣れた地域で、高齢者が自立した生活が送れるよう、相談支援体制の強化と充実を図っています。その中で、性別に関わらず生じる介護負担等を抱える人に対しても、解決に向けた相談支援を行っています。	1	
35		54	2 多様な暮らし方・働き方の実現	(3)多様な働き方の普及と女性のエンパワメントの向上【★◎】	①働きやすい職場環境の推進	1 セクハラ(セクシュアル・ハラスメント)やパワハラ(パワー・ハラスメント)防止対策の推進	○職場におけるセクハラ・パワハラを防止するため、関係機関等へのチラシの設置やポスターの掲示により、啓発を行います。		商工観光労政課	1	商工観光労政課	ハラスメント防止についてのチラシを設置することで、啓発を行います。	10月に「職場におけるハラスメントと人権」をテーマとした研修会を開催しました。	1	
36		54	2 多様な暮らし方・働き方の実現	(3)多様な働き方の普及と女性のエンパワメントの向上【★◎】	①働きやすい職場環境の推進	1 セクハラ(セクシュアル・ハラスメント)やパワハラ(パワー・ハラスメント)防止対策の推進	○セクハラ・パワハラに関する市民意識の向上を図るため、広報やホームページ等を通じた啓発を行います。		自治振興課	1	自治振興課	様々な機会や情報手段を通じ情報提供や啓発を行います。	12月「職場のハラスメント撲滅月間」に、HPやSNSを活用し啓発に取り組みしました。	2	
37		54	2 多様な暮らし方・働き方の実現	(3)多様な働き方の普及と女性のエンパワメントの向上【★◎】	①働きやすい職場環境の推進	2 多様な就業環境の整備に向けた事業者への働きかけ【再掲】	○労働者一人ひとりのワーク・ライフ・バランスを実現することで、優秀な人材の確保・定着が図られるよう、テレワークなどの多様な柔軟な働き方や雇用のあり方について、事業者へ啓発を行います。 ○長時間労働等の働き方の見直しや、誰もが子育て・学校行事・地域活動・介護等に参画できるような環境づくりについて、事業者へ啓発を行います。		商工観光労政課	1	商工観光労政課	事業者ワーク・ライフ・バランスに関する啓発資料を提供することにより、事業者における意識の向上を図ります。	ワーク・ライフ・バランスの推進にあたって参考となるセミナー等について、ホームページやチラシで広く周知を行いました。	1	
38-1	○	55	2 多様な暮らし方・働き方の実現	(3)多様な働き方の普及と女性のエンパワメントの向上【★◎】	②女性の就業・起業の支援	1 女性の職業能力開発に関する情報の周知	○女性の職業能力開発につながるよう、新たな技能・資格を取得するための手当や訓練等の助成、関係機関が開催する講座等について周知を図ります。		商工観光労政課 人権政策課 ひだまりの家	3	1	商工観光労政課	市広報への掲載や関係機関におけるチラシの配架により、資格取得支援補助金制度について広く周知を行います。	市広報、ホームページ、公式LINE等で資格取得支援補助金制度について周知を図りました。	1
38-2	○	55	2 多様な暮らし方・働き方の実現	(3)多様な働き方の普及と女性のエンパワメントの向上【★◎】	②女性の就業・起業の支援	1 女性の職業能力開発に関する情報の周知	○女性の職業能力開発につながるよう、新たな技能・資格を取得するための手当や訓練等の助成、関係機関が開催する講座等について周知を図ります。		商工観光労政課 人権政策課 ひだまりの家	3	2	人権擁護課	・市内の就労支援関係課で構成される就労支援相談会において、各種制度や講座等について情報共有を図り、就労関係の相談時に相談者に情報提供が行えるよう努めます。	就労相談連絡会において、就労につながる各種制度や、関係機関が開催する講座等について情報共有を図り、就労に関する相談が寄せられた場合には情報提供を行えるよう努めました。	1
38-3	○	55	2 多様な暮らし方・働き方の実現	(3)多様な働き方の普及と女性のエンパワメントの向上【★◎】	②女性の就業・起業の支援	1 女性の職業能力開発に関する情報の周知	○女性の職業能力開発につながるよう、新たな技能・資格を取得するための手当や訓練等の助成、関係機関が開催する講座等について周知を図ります。		商工観光労政課 人権政策課 ひだまりの家	3	3	ひだまりの家	・ハローワークをはじめ、就労支援機関が実施する講座等の情報提供を行います。(ひだまりの家)	ハローワークをはじめとする就労支援機関からの情報を希望する対象者に提供するとともに職業能力向上に関する講座情報をもとに就労支援を行いました。	1
39		55	2 多様な暮らし方・働き方の実現	(3)多様な働き方の普及と女性のエンパワメントの向上【★◎】	②女性の就業・起業の支援	2 起業・創業のための支援	○起業・創業が活性化されるよう、「創業支援等事業計画」に基づき、創業支援等事業者(商工会)や地域金融機関等との連携のもと、学習機会等の提供を行います。		商工観光労政課	1	1	商工観光労政課	女性の起業・創業についての情報提供を行います。	11月から12月にかけてりっとう創業塾を実施いたしました。	1
40		55	2 多様な暮らし方・働き方の実現	(3)多様な働き方の普及と女性のエンパワメントの向上【★◎】	②女性の就業・起業の支援	3 女性の再就職支援	○出産・育児、介護等で退職し、再就職を希望する人を対象とした能力開発に関する研修会や学習機会の情報提供を行います。		商工観光労政課	1	1	商工観光労政課	能力開発に関する研修会のパンフレットを設置するとともに、適切な情報提供を行います。	能力開発に関する研修会や学習機会について、情報提供を行いました。	1
41		56	3 参画と協働による地域づくり	(1)地域活動における男女共同参画の推進	①地域防災活動における女性の参画の拡大	1 多様なに応じた防災体制の推進	○自主防災組織等における女性の参画促進等、地域の防災対策に多様な意見が反映される環境づくりを進めます。 ○多様なニーズの違いに配慮した防災対策・災害復旧に関する広報啓発を行います。		危機管理課	1	1	危機管理課	・市内自主防災組織、消防隊への女性の参画が促進できるよう、研修会を通じて多様な意見が反映される環境づくりを啓発します。 ・防災対策や復旧対策について、多様なニーズの違いに配慮するよう啓発を行います。	・研修会などを通じて、市内自主防災組織への女性の参画が促進できるよう啓発しました。 ・防災総合訓練、出前講座などを通じて、防災対策や復旧対策に多様なニーズの違いに配慮するよう啓発しました。	1
42-1	○	56	3 参画と協働による地域づくり	(1)地域活動における男女共同参画の推進	②地域活動における男女共同参画の推進	1 地域における男女共同参画に関する取組みの推進	○地域活動に取り組む市民活動団体への学習機会や情報提供等の支援、各種団体・グループの交流を促進し、男女共同参画に関する情報交換や活動を推進します。 ○それらの団体との連携・協働による男女共同参画推進に向けた取組みを進めます。		自治振興課 生涯学習課	2	1	自治振興課	地域で活動する団体・グループに男女共同参画の取組内容について、連携を図ったり、情報交換を行い活動を推進します。	女性団体の総会に出席したり、取組内容について情報共有したり連携を図りました。	1
42-2	○	56	3 参画と協働による地域づくり	(1)地域活動における男女共同参画の推進	②地域活動における男女共同参画の推進	1 地域における男女共同参画に関する取組みの推進	○地域活動に取り組む市民活動団体への学習機会や情報提供等の支援、各種団体・グループの交流を促進し、男女共同参画に関する情報交換や活動を推進します。 ○それらの団体との連携・協働による男女共同参画推進に向けた取組みを進めます。		自治振興課 生涯学習課	2	2	生涯学習課	男女が、共に地域活動に参加できるようコミュニティセンターにおいて社会教育事業を実施します。(はつらつ教養大学、子育て講座、まちづくり講座、平和学習、環境講座等)	男女が共に地域活動に参加できるようコミュニティセンターにおいて社会教育事業を実施しました。参加者が性別にとらわれることなく交流することで男女共同参画への意識を高めることができました。	1
43		56	3 参画と協働による地域づくり	(1)地域活動における男女共同参画の推進	②地域活動における男女共同参画の推進	2 地域における男女共同参画の視点を持った子どもの育成	○様々な年代・性別の子どもたちが交流を通じて、人権意識やリーダーシップを学ぶことができるよう、男女共同参画の視点を持った地域を担うリーダーの育成を図ります。		生涯学習課	1	1	生涯学習課	自然体験、野外活動(アドベンチャーキャンプ)をとおして青少年間の交流、リーダーシップの養成を行います。	日帰りアドベンチャーキャンプを実施し、青少年リーダーを中心に男女共同参画の視点を持った交流が図られました。	1
44		57	3 参画と協働による地域づくり	(1)地域活動における男女共同参画の推進	②地域活動における男女共同参画の推進	3 地域における意識づくりの充実	○自治会等における地区別懇談会や出前講座を実施し、地域における男女共同参画の意識の醸成を図ります。 ○実施にあたっては、新たな層が参加できるよう時間・場所、テーマ・内容等ニーズに応じた工夫に取組みます。		人権教育課	1	1	人権擁護課	・地域における会議、懇談の機会に男女共同参画社会について考える機会を提供できるよう、テーマ・内容・講座の運営について工夫します。	・じんけんミーティング(地区別懇談会)では、「女性の権利」「性の多様性」「性別役割分担意識」について、3自治会で取り上げられています(12月現在)。今後も、テーマの一つとして、男女共同参画社会についての視点を明示し、市民意識の高揚に努めます。	1
45		57	3 参画と協働による地域づくり	(1)地域活動における男女共同参画の推進	②地域活動における男女共同参画の推進	4 男女共同参画に関する活動を行う団体の育成や活動支援の推進	○男女共同参画に関する活動を行う団体の育成や活動支援を行います。 ○男女共同参画の活動に対する意欲、能力を持つ人材の活用を推進します。		自治振興課	1	1	自治振興課	活動団体に協力・補助などの支援を行います。 男女共同参画の理解が深く、活動意欲を持つ人材と協働して活動を推進します。	男女共同参画の理解が深く、活動意欲を持つ活動団体に対して補助を行い、活動を支援しました。	1
46-1	○	58	3 参画と協働による地域づくり	(2)様々な分野における男女共同参画の推進	①様々な分野での男女共同参画の推進	1 様々な分野での男女共同参画の推進	○市や県内における家族経営協定の締結の動きや農業委員、指導農業者、林業技術者の農業における女性活躍の状況等について、動向の把握及び情報発信を図ります。		農林課 農業委員会	2	1	農林課	交流会や、集合研修の中で情報交換、共有を行います。また、SNSや広報を通じた農業者の活動内容の情報共有を行います。	今年度、家族経営協定の締結はありませんでした。しかし、集合研修の実施による情報交換や、SNSを活用して、引き続き情報発信をまいります。	1

No.	概要版	頁	基本目標大分類	基本目標中分類	基本目標小分類	具体的な施策	取組み内容	全課	担当課	担当課No.	課名	今年度の目標と具体的な取組み	今年度の進捗状況と実績	評価
46-2	○	58	3 参画と協働による地域づくり	(2)様々な分野における男女共同参画の推進	①様々な分野での男女共同参画の推進	1 様々な分野での男女共同参画の推進	○市や県内における家族経営協会の締結の動きや農業委員、指導農業者、林業技士等の農業における女性活躍の状況等について、動向の把握及び情報発信を図ります。		農林課 農業委員会	2	2 農業委員会	交流会や、集合研修の中で情報交換、共有を行います。また、SNSや広報を通じた農業者の活動内容の情報共有を行います。	湖国女性農業・推進委員協議会(R7/6/24)、東海・近畿ブロック女性農業委員会研修会(R7/11/28)への参加、女性農業委員等による料理教室開催と情報交換等の場作りによる情報交換などを通じ、女性委員の活動促進に努めました。	1
47		58	3 参画と協働による地域づくり	(2)様々な分野における男女共同参画の推進	①様々な分野での男女共同参画の推進	2 多様な選択が可能なキャリア教育の推進【再掲】	○性別にとらわれず、本人の選択を尊重した進路指導を実施するとともに、理工系等の多様な進路選択の理解を深めるため、年間計画に基づき各教科の学習や特別活動においてキャリア教育を進めます。		学校教育課	1	1 学校教育課	・性別にとらわれることなく、進路指導の充実を図ることはもとより、多様な進路選択ができるように情報提供を行います。	・多様な進路選択ができるように情報提供を行い、一人一人の思いを大切にされた進路指導の充実を図っています。	1
48		58	3 参画と協働による地域づくり	(2)様々な分野における男女共同参画の推進	②男女共同参画の視点を持つ活動の推進	1 男女共同参画の視点を持つ市民活動の支援	○様々な分野における市民の自発的な活動において、男女共同参画の視点が反映されるよう、啓発を行います。また、そのような視点を持つ市民活動を支援します。		自治振興課	1	1 自治振興課	様々な活動団体に県や市町開催のセミナー等の情報提供をするともに、男女共同参画の視点が深まる支援を行います。	活動団体の男女共同参画に関する視点が深まるよう資料等を情報提供しました。(2月予定)	1
49-1		59	4 安全安心な暮らしの実現	(1)ジェンダーに基づく暴力の根絶	①ドメスティック・バイオレンス(DV)に対する支援体制の充実	1 DV防止策の推進	○DV被害を防ぐため、DV相談窓口に関するパンフレットの設置やホームページ等での啓発を行うなど、DV相談窓口の周知を図るとともに、暴力を容認しない社会をつくるための啓発を行います。		子育て支援課 自治振興課	2	1 子育て支援課	窓口へのパンフレットの設置やホームページへの掲載などで、DV被害防止に向けた啓発や相談窓口の周知に取り組みます。	窓口カウンターにパンフレットを設置し、DV防止に向けた啓発を行いました。	1
49-2		59	4 安全安心な暮らしの実現	(1)ジェンダーに基づく暴力の根絶	①ドメスティック・バイオレンス(DV)に対する支援体制の充実	1 DV防止策の推進	○DV被害を防ぐため、DV相談窓口に関するパンフレットの設置やホームページ等での啓発を行うなど、DV相談窓口の周知を図るとともに、暴力を容認しない社会をつくるための啓発を行います。		子育て支援課 自治振興課	2	2 自治振興課	「女性に対する暴力をなくす運動」期間だけでなく、様々な機会を通して、暴力を容認しない社会づくり推進の啓発を行います。	女性に対する暴力をなくす運動運動実施時期にHP、SNSで啓発しました。DV相談窓口周知の啓発品配布やパーフルリポンの配布、着用依頼により啓発を行いました。	1
50		59	4 安全安心な暮らしの実現	(1)ジェンダーに基づく暴力の根絶	①ドメスティック・バイオレンス(DV)に対する支援体制の充実	2 DV被害者への支援	○多様化かつ複合的なものとなってきているDV相談に対応するため、女性相談員を配置して関係機関との連携を図りながら、DV被害者の保護・避難を支援します。		子育て支援課	1	1 子育て支援課	多様化かつ複合的なものとなってきているDV相談に対応するため、女性相談員を配置します。また、研修などに積極的に参加し、相談員としてのスキルアップに取り組みます。	女性相談支援員を配置し、DV相談等に対応しました。国、県の実施する研修に積極的に参加し、スキルアップに取り組みました。DV被害者の保護・避難の支援として、婦人相談所への一時保護を実施しました。	1
51-1		59	4 安全安心な暮らしの実現	(1)ジェンダーに基づく暴力の根絶	①ドメスティック・バイオレンス(DV)に対する支援体制の充実	2 DV被害者への支援	○健康相談、乳幼児健診、電話相談等の実施の際、DVIに関する相談があった場合、関係機関との連携を図りながら、専門機関へとつなぎます。		こども家庭センター 健康増進課	2	2 健康増進課	健康相談、電話相談等の実施の際にDVIに関する相談があった場合、関係機関と連携を図りながら、専門機関へとつなぎます。	相談内容の中にDV等が疑われる事案があったため、関係機関と連携を図りながら、連携しながら支援を行いました。	1
51-2		59	4 安全安心な暮らしの実現	(1)ジェンダーに基づく暴力の根絶	①ドメスティック・バイオレンス(DV)に対する支援体制の充実	2 DV被害者への支援	○健康相談、乳幼児健診、電話相談等の実施の際、DVIに関する相談があった場合、関係機関との連携を図りながら、専門機関へとつなぎます。		こども家庭センター 健康増進課	2	1 こども家庭センター	健康相談、乳幼児健診、電話相談等において、DVIに関する相談があった場合、関係機関との連携を図りながら、専門機関へとつなぎます。	各母子保健事業でDVIに関する相談に対し、必要に応じて関係機関と連携を図り、相談支援を行った。	1
52		59	4 安全安心な暮らしの実現	(1)ジェンダーに基づく暴力の根絶	①ドメスティック・バイオレンス(DV)に対する支援体制の充実	2 DV被害者への支援	○就労相談においてDV等に関する情報があった場合に、関係機関との連携を図りながら、専門機関へとつなぎます。		商工観光労政課	1	1 商工観光労政課	DV等に関する情報があった場合には、関係各課へ速やかに連絡し、専門機関につなぎます。	DV等に関する情報があった場合には、速やかに関係機関との連携を図れる体制を整えています。	1
53		59	4 安全安心な暮らしの実現	(1)ジェンダーに基づく暴力の根絶	①ドメスティック・バイオレンス(DV)に対する支援体制の充実	2 DV被害者への支援	○研修や調査を通じて県や市内における各種相談の実態把握を行い、行政機関との連携を図ります。		自治振興課	1	1 自治振興課	企業訪問や研修参加等を通じて、取組みの動向について把握し、情報発信に努めます。	生理の貧困対応とあわせて、DV等関係機関の相談窓口一覧チラシを配布し、相談しやすい環境を整えました。県主催のデートDVに関する研修に参加し、DVの実態等を学びました。	1
54-1		60	4 安全安心な暮らしの実現	(1)ジェンダーに基づく暴力の根絶	①ドメスティック・バイオレンス(DV)に対する支援体制の充実	3 DV加害者への支援	○加害者もまた、様々なトラブルを抱えている場合が考えられることから、加害者の状況を把握し、必要な援助やアドバイス、カウンセリングなどが受けられるよう関係機関につなげるなど、再発の防止を図ります。		自治振興課 人権政策課	2	1 自治振興課	加害者を把握した場合、各種の支援に繋げるなど、再発防止を図ります。	相談事例や情報がなく、DV関連機関の相談窓口について啓発品を活用し周知を行いました。	1
54-2		60	4 安全安心な暮らしの実現	(1)ジェンダーに基づく暴力の根絶	①ドメスティック・バイオレンス(DV)に対する支援体制の充実	3 DV加害者への支援	○加害者もまた、様々なトラブルを抱えている場合が考えられることから、加害者の状況を把握し、必要な援助やアドバイス、カウンセリングなどが受けられるよう関係機関につなげるなど、再発の防止を図ります。		自治振興課 人権政策課	2	2 人権擁護課	・DV加害者に限らず、相談者には、問題解決に向けて、適切な関係機関や専門機関につなげて行くよう努めます。	人権擁護委員による「人権いろいろ相談」(4月、1月を除いた年10回)を実施し、相談内容に応じて他の機関の相談窓口の周知にも努めました。	1
55	○	60	4 安全安心な暮らしの実現	(1)ジェンダーに基づく暴力の根絶	②ジェンダーに基づく様々な暴力防止の取組み	1 暴力防止による人権擁護の推進	○人権擁護委員による「人権いろいろ相談」を開設し、広報や掲示板を通じて広く周知することで、重大な人権侵害であるジェンダーに基づく暴力の相談機会を充実します。		人権政策課	1	1 人権擁護課	・人権擁護委員による「人権いろいろ相談」を年10回開催し、暴力に関する相談も含めた人権に関わる相談に応じ、人権擁護活動を推進します。また、国や関係機関の相談窓口についても、市HP等を通じて周知に努めます。	暴力に関する相談等は寄せられていない(12月現在)が、「女性の人権ホットライン」に統合された情報提供と相談窓口の周知を図るため、市ホームページ及び市広報に記事を掲載するとともに、イベント(文化祭)会場で啓発品を配布し、相談窓口の周知に努めました。	1
56		60	4 安全安心な暮らしの実現	(1)ジェンダーに基づく暴力の根絶	②ジェンダーに基づく様々な暴力防止の取組み	2 子どもの性被害の防止	○SNS等の利用による性被害から子どもを守るため、メディアリテラシーに関する教育を推進します。 ○性被害に遭わないための注意事項や、性被害を受けそうになった時、被害に遭った場合の対処法について、授業等を通じて啓発を行います。		学校教育課	1	1 学校教育課	・インターネットの安全利用に関する指導をすすめるとともに、そのなかで、SNS等の利用による性被害の危険性について学習を行います。 ・各小中学校へ、性被害に遭わないための注意事項や、性被害を受けそうになった時、被害に遭った場合の対処法について情報提供を行います。	・インターネットの安全利用に関する指導をすすめる、SNS等の利用による性被害の危険性について学習を行っています。 ・各小中学校へ、性被害に遭わないための注意事項や、性被害を受けそうになった時、被害に遭った場合の対処法について情報提供を行っています。	1
57		60	4 安全安心な暮らしの実現	(1)ジェンダーに基づく暴力の根絶	②ジェンダーに基づく様々な暴力防止の取組み	3 性被害防止に向けた啓発の推進	○性被害に遭わないための注意事項や、性被害を受けそうになった時、被害に遭った場合の対処法について、広報や市が主催する講演会・イベント等を通じ、啓発を行います。 ○様々な機会を活用した啓発等により、性暴力については、絶対に許さないという気運の醸成を図ります。		自治振興課	1	1 自治振興課	未然防止や相談窓口の周知を図るため、ホームページや関連パンフレット等で啓発を行います。また、「若年層の性暴力被害予防月間」において、啓発を強化します。	女性に対する暴力をなくす運動運動実施時期にHP、SNSで啓発しました。DV相談窓口周知の啓発品配布やパーフルリポンの配布、着用依頼により啓発を行いました。若年層の性暴力被害の予防・相談窓口の周知として啓発品を市内高校生に配布しました。	1
58		61	4 安全安心な暮らしの実現	(2)困難を抱える人々への支援	①困難を抱える人々への支援	1 母子・父子家庭の実情に応じた自立支援の推進	○母子・父子自立支援員を配置して、母子・父子家庭の実情に応じた支援を行います。		子育て支援課	1	1 子育て支援課	母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭の個別の状況に応じた支援に取り組みます。	・母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭からの相談等に対応しました。	1

No.	概要版	頁	基本目標大分類	基本目標中分類	基本目標小分類	具体的な施策	取組み内容	全課	担当課	担当課No.	課名	今年度の目標と具体的な取組み	今年度の進捗状況と実績	評価
59-1	○	61	4 安全安心な暮らしの実現	(2) 困難を抱える人々への支援	① 困難を抱える人々への支援	2 困難を抱える人々に対する相談の充実	○ 固定的な性別役割分担意識から生じる負担等の困難な状況を抱える人に対して、解決に向けた相談体制の充実を図り、細やかな配慮による相談に応じるとともに、必要な支援へとつなぎます。		健康増進課 子育て支援課 長寿福祉課 障がい福祉課 社会福祉課 こども家庭センター	6	1 健康増進課	健康相談、電話相談等の事業を通じて相談に応じ、支援を行います。	個別のケースにおいて、困難を抱える人々の支援を関係機関と連携しながら行いました。	1
59-2	○	61	4 安全安心な暮らしの実現	(2) 困難を抱える人々への支援	① 困難を抱える人々への支援	2 困難を抱える人々に対する相談の充実	○ 固定的な性別役割分担意識から生じる負担等の困難な状況を抱える人に対して、解決に向けた相談体制の充実を図り、細やかな配慮による相談に応じるとともに、必要な支援へとつなぎます。		健康増進課 子育て支援課 長寿福祉課 障がい福祉課 社会福祉課 こども家庭センター	6	2 子育て支援課	母子・父子自立支援員や女性相談支援員を配置し、解決に向けた相談体制の充実に取り組みます。	・女性相談支援員と母子・父子自立支援員を配置し、相談に対応しました。また、女性相談支援センターや母子家庭等就業・自立支援センターなど各関係機関と連携し相談内容に応じた支援に取り組みました。	1
59-3	○	61	4 安全安心な暮らしの実現	(2) 困難を抱える人々への支援	① 困難を抱える人々への支援	2 困難を抱える人々に対する相談の充実	○ 固定的な性別役割分担意識から生じる負担等の困難な状況を抱える人に対して、解決に向けた相談体制の充実を図り、細やかな配慮による相談に応じるとともに、必要な支援へとつなぎます。		健康増進課 子育て支援課 長寿福祉課 障がい福祉課 社会福祉課 こども家庭センター	6	3 長寿福祉課	・各圏域包括支援センターにおいて、的確に相談に応じ必要な支援につなぐことができるよう、情報の共有を図ります。	各圏域に設置している地域包括支援センターにおいて、身近な住み慣れた地域で、高齢者が自立した生活を送れるよう、相談支援体制の強化と充実を図っています。その中で、性別による役割分担意識から生じる負担等の困難な状況を抱える人に対して、解決に向けた相談体制の充実を図るとともに、必要な支援へとつないでいます。	1
59-4	○	61	4 安全安心な暮らしの実現	(2) 困難を抱える人々への支援	① 困難を抱える人々への支援	2 困難を抱える人々に対する相談の充実	○ 固定的な性別役割分担意識から生じる負担等の困難な状況を抱える人に対して、解決に向けた相談体制の充実を図り、細やかな配慮による相談に応じるとともに、必要な支援へとつなぎます。		健康増進課 子育て支援課 長寿福祉課 障がい福祉課 社会福祉課 こども家庭センター	6	4 障がい福祉課	福祉サービスについて、情報提供に努めるとともに、必要に応じて福祉サービス利用支援を実施する計画相談支援事業所、委託相談事業所へつなげます。	相談に応じる中で、関係機関と連携しながらサービスの利用援助等の支援を行いました。	1
59-5	○	61	4 安全安心な暮らしの実現	(2) 困難を抱える人々への支援	① 困難を抱える人々への支援	2 困難を抱える人々に対する相談の充実	○ 固定的な性別役割分担意識から生じる負担等の困難な状況を抱える人に対して、解決に向けた相談体制の充実を図り、細やかな配慮による相談に応じるとともに、必要な支援へとつなぎます。		健康増進課 子育て支援課 長寿福祉課 障がい福祉課 社会福祉課 こども家庭センター	6	5 社会福祉課	・相談内容に応じた各種福祉制度の情報を提供し、必要に応じて関係各課と情報共有や連携を図りながら、課題解決に向け丁寧な相談支援を行います。また、必要に応じて総合調整役となり、関係課、関係機関と連携し、役割分担や支援の方向性を検討して支援を行います。	生活に困難な状況を抱えている人の状況を聞き取り、必要な支援につなげるとともに、毎月1回開催する関係課で構成する生活困窮者自立支援調整会議において、情報の共有、支援の方法などの検討、協議を行っています。	1
59-6	○	61	4 安全安心な暮らしの実現	(2) 困難を抱える人々への支援	① 困難を抱える人々への支援	2 困難を抱える人々に対する相談の充実	○ 固定的な性別役割分担意識から生じる負担等の困難な状況を抱える人に対して、解決に向けた相談体制の充実を図り、細やかな配慮による相談に応じるとともに、必要な支援へとつなぎます。		健康増進課 子育て支援課 長寿福祉課 障がい福祉課 社会福祉課 こども家庭センター	6	6 こども家庭センター	母子健康手帳交付時や健康相談、乳幼児健診、電話相談等で相談に応じるとともに、必要な支援へとつなぎます。	各母子保健事業を通じ、必要に応じて関係機関と連携を図り、相談支援を行った。	1
60		61	4 安全安心な暮らしの実現	(2) 困難を抱える人々への支援	① 困難を抱える人々への支援	3 高齢者・障がい者等の社会的孤立の防止	○ 高齢者が、性別にとらわれず互いに助け合いながら、豊かな経験や知識、技術などを地域社会で生かし、いつまでも住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域活動やボランティア活動などに参加・参画するための機会・場づくりや活動を継続するための環境づくりを進めていきます。		長寿福祉課	1	1 長寿福祉課	・介護支援ボランティア事業や栗東100歳大学などを通じ、高齢者が地域活動などに参画する環境づくりを進めます。	地域活動やボランティア活動などに参加・参画するための機会・場づくりや活動を継続するための機会づくりとして、ボランティアポイント事業や地域住民主体の活動を推進しています。	1
61		61	4 安全安心な暮らしの実現	(2) 困難を抱える人々への支援	① 困難を抱える人々への支援	3 高齢者・障がい者等の社会的孤立の防止	○ 障がいの特性に加え、性別にとられないスポーツ活動等の取組みを推進することで、障がいのある人の社会参加を推進します。		障がい福祉課	1	1 障がい福祉課	障がいのある人がスポーツ活動等への参加機会を得られるよう、広報等を通じた周知活動に努めます。	6月に心身障がい児者レクリエーションスポーツ大会を開催したほか、7月、11月にボウリング大会を実施し、障がいのある人のスポーツ活動等への参加の促進を図りました。	1
62		62	4 安全安心な暮らしの実現	(3) 生涯を通じた健康づくり	① 性の尊重と健康についての意識の醸成	1 性の尊重についての理解促進	○ 「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」の持つ意味について、広報等を通じた周知啓発を行います。		自治振興課	1	1 自治振興課	「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」の意味を周知するため、生殖に関する健康と権利についてホームページ等で啓発します。	HPに詳細について掲載し、理解促進に努めています。	1
63-1	○	62	4 安全安心な暮らしの実現	(3) 生涯を通じた健康づくり	② 健康づくりへの支援	1 年代に応じた健康支援の提供	○ 年代に応じた健康づくりを推進するとともに、特に女性においては、妊娠届出時の妊婦健診受診勧奨や保健指導等、安心して妊娠・出産期を過ごせるよう支援を行います。		こども家庭センター 健康増進課	2	2 健康増進課	年代に応じた健康づくりを推進し、切れ目なく支援ができるよう、関係機関と連携を図ります。	年代に応じた健康づくりを推進し、切れ目なく支援ができるよう、関係機関と連携を図りました。	1
63-2	○	62	4 安全安心な暮らしの実現	(3) 生涯を通じた健康づくり	② 健康づくりへの支援	1 年代に応じた健康支援の提供	○ 年代に応じた健康づくりを推進するとともに、特に女性においては、妊娠届出時の妊婦健診受診勧奨や保健指導等、安心して妊娠・出産期を過ごせるよう支援を行います。		こども家庭センター 健康増進課	2	1 こども家庭センター	母子健康手帳交付時に妊婦健康診査の受診勧奨を行うとともに、安心して妊娠・出産期を過ごせるよう、相談や保健指導等を行います。	妊産婦へのアンケートや専門職による面談を行い、併走型相談支援を行った。 ・母子保健手帳交付585件(12月末)	1
64-1		62	4 安全安心な暮らしの実現	(3) 生涯を通じた健康づくり	② 健康づくりへの支援	2 性感染症をはじめとする様々な感染症に関する理解と啓発	○ 保育園・幼稚園・幼児園、学校において、様々な感染症に関する正しい知識を身に付けることができるよう、指導を行います。		幼児課 保育園・幼稚園 学校教育課 小学校・中学校	4	1 保育園・幼稚園 1 幼児園・幼児園 1 認定こども園	感染症について絵本などの教材や手洗い・うがいの実践を通じ、予防の大切さを知らせていく。また、感染症に対して過敏になりすぎないよう正しい知識の啓発に取り組みます。	各園において手洗い・うがいの実践を行い、感染予防に努めています。また、毎月の保健だよりで感染症への正しい知識や予防対策の啓発を行っています。	1
64-2		62	4 安全安心な暮らしの実現	(3) 生涯を通じた健康づくり	② 健康づくりへの支援	2 性感染症をはじめとする様々な感染症に関する理解と啓発	○ 保育園・幼稚園・幼児園、学校において、様々な感染症に関する正しい知識を身に付けることができるよう、指導を行います。		幼児課 保育園・幼稚園 学校教育課 小学校・中学校	4	3 学校教育課	・発達段階に応じて、感染症に関する指導を進めるとともに、学校生活全般において、手洗い・消毒等を行う等、感染予防に努めます。	発達段階に応じて、様々な感染症に関する指導を進めるとともに、手洗い・消毒等を行う等、流行性の感染症の予防に努めています。	1
65		62	4 安全安心な暮らしの実現	(3) 生涯を通じた健康づくり	② 健康づくりへの支援	2 性感染症をはじめとする様々な感染症に関する理解と啓発	○ 中学校において、性感染症に関する正しい知識を身に付けることができるよう、各校の年間計画に基づき、各教科の学習や特別活動において指導を行います。		中学校	1	1 中学校	・保健体育科の学習を中心に、年間指導計画に基づいた指導を行うことで、正しい知識を身に付けることができるよう努めます。	性感染症に関する正しい知識が習得できるよう、年間指導計画に基づき、性感染症に関する指導を進めました。	1
66		62	4 安全安心な暮らしの実現	(3) 生涯を通じた健康づくり	② 健康づくりへの支援	2 性感染症をはじめとする様々な感染症に関する理解と啓発	○ 様々な感染症に対して不安を抱える妊産婦が安心して出産や育児ができるよう、寄り添った支援を行います。		こども家庭センター	1	1 こども家庭センター	母子健康手帳交付時や健康相談、乳幼児健診、電話相談等、様々な事業や機会を通じて、感染症の予防や対応について啓発を行うとともに相談や保健指導を行います。	各母子保健事業を通じ、感染症の予防や対応について啓発、相談、保健指導を行った。	1
67-1	○	63	5 あらゆる分野における男女共同参画の視点の反映	(1) 政策・方針決定過程への女性の参画促進	① 審議会や委員会への女性の参画促進	1 各種審議会や委員会等への女性の参画促進	○ 審議会委員等の選出において、女性委員を拡大するなど、男女双方の意見が反映されるよう、女性委員比率の向上を目指し啓発、推進します。		自治振興課	1	1 自治振興課	庁内インフォメーション等により、審議会等の女性比率向上のため呼び掛けを行います。	来年度の委員選出に向けて、庁内インフォメーションにより、審議会等の女性比率の向上を呼びかけました。	1
67-2	○	63	5 あらゆる分野における男女共同参画の視点の反映	(1) 政策・方針決定過程への女性の参画促進	① 審議会や委員会への女性の参画促進	1 各種審議会や委員会等への女性の参画促進	○ 審議会委員等の選出において、女性委員を拡大するなど、男女双方の意見が反映されるよう、女性委員比率の向上を目指し啓発、推進します。	○	自治振興課	1	99 保険年金課	国保運営協議会委員の選出の際には、女性委員比率の向上を目指します。(令和7年度改選予定)	国保運営協議会委員の改選を行い、協議会委員のうち、女性の占める割合は3割(10名中3名)となりました。(任期：令和7年7月～令和10年6月)	1
67-2	○	63	5 あらゆる分野における男女共同参画の視点の反映	(1) 政策・方針決定過程への女性の参画促進	① 審議会や委員会への女性の参画促進	1 各種審議会や委員会等への女性の参画促進	○ 審議会委員等の選出において、女性委員を拡大するなど、男女双方の意見が反映されるよう、女性委員比率の向上を目指し啓発、推進します。	○	自治振興課	1	99 スポーツ文化振興課(歴史民俗博物館)	栗東歴史民俗博物館協議会委員の選出において、男女双方の意見が反映されるよう配慮します。	栗東歴史民俗博物館協議会委員の選出において、男女双方の意見が反映されるよう配慮しました。	1

No.	概要版	頁	基本目標大分類	基本目標中分類	基本目標小分類	具体的な施策	取組み内容	全課	担当課	担当課No.	課名	今年度の目標と具体的な取組み	今年度の進捗状況と実績	評価	
67-2	○	63	5 あらゆる分野における男女共同参画の視点の反映	(1)政策・方針決定過程への女性の参画促進	①審議会や委員会への女性の参画促進	1 各種審議会や委員会等への女性の参画推進	○審議会委員等の選出において、女性委員を拡大するなど、男女双方の意見が反映されるよう、女性委員比率の向上を目指し啓発、推進します。	○	自治振興課	99	長寿福祉課	・委員会の男女の参加比率や男女双方の意見が反映されるよう、一方の性別に偏ることのないよう努めます。	地域包括支援センター・地域密着型サービス運営協議会において、女性委員の比率が上がっております。	1	
67-2	○	63	5 あらゆる分野における男女共同参画の視点の反映	(1)政策・方針決定過程への女性の参画促進	①審議会や委員会への女性の参画促進	1 各種審議会や委員会等への女性の参画推進	○審議会委員等の選出において、女性委員を拡大するなど、男女双方の意見が反映されるよう、女性委員比率の向上を目指し啓発、推進します。	○	自治振興課	99	企画政策課	総合計画審議会、地方創生懇談会、行政改革懇談会等への新たな委員選出にあたっては、男女双方の意見が反映されるよう、女性委員の割合の向上に努めます。	総合計画審議会は市民、教育、農業など、多様な分野における代表者より選任及び推薦を依頼した結果、女性委員の選出には至りませんでした。地方創生懇談会及び行政改革懇談会は、令和6年度に委員の見直しを行い2年任期のため、前年度から変更はありませんでした。	1	
67-2	○	63	5 あらゆる分野における男女共同参画の視点の反映	(1)政策・方針決定過程への女性の参画促進	①審議会や委員会への女性の参画促進	1 各種審議会や委員会等への女性の参画推進	○審議会委員等の選出において、女性委員を拡大するなど、男女双方の意見が反映されるよう、女性委員比率の向上を目指し啓発、推進します。	○	自治振興課	1	99	障がい福祉課	男女比の均衡を意識した委員選考に努めます。	委員委嘱にあたり、男女比の均衡をとった委員選考に努めました。	1
68-1		63	5 あらゆる分野における男女共同参画の視点の反映	(1)政策・方針決定過程への女性の参画促進	②庁内における男女共同参画の推進	1 市の女性職員の職域拡大と女性の管理職の登用促進	○日常業務や研修を通じて職員の能力開発を行い、職業能力の向上を図ります。 ○意思決定の場に参画できるような女性の積極的な管理職への登用を働きかけます。		人事課	1	1	人事課	女性が働きやすい職場づくりをめざすとともに、意欲と能力のある女性職員の積極的な管理職への登用を実施します。	栗東市特定事業主行動計画に定める「女性活躍推進法に基づく関連事項」において、令和7年度改正の第5期計画では、管理職に占める女性職員の割合を33.4%から38.0%（令和11年度目標値）に引き上げ、取り組みを進めています。令和7年4月1日時点の実績は37.6%（前年比+1.6pp）と上昇傾向です。	1
68-2		63	5 あらゆる分野における男女共同参画の視点の反映	(1)政策・方針決定過程への女性の参画促進	②庁内における男女共同参画の推進	1 市の女性職員の職域拡大と女性の管理職の登用促進	○日常業務や研修を通じて職員の能力開発を行い、職業能力の向上を図ります。 ○意思決定の場に参画できるような女性の積極的な管理職への登用を働きかけます。	○	人事課	1	99	長寿福祉課	・能力向上の機会となる研修会の企画やリーダー研修等の法定研修の参加を促します。	職員の意識と資質向上に向け、各種研修会等に参加するよう努めました。	1
68-2		63	5 あらゆる分野における男女共同参画の視点の反映	(1)政策・方針決定過程への女性の参画促進	②庁内における男女共同参画の推進	1 市の女性職員の職域拡大と女性の管理職の登用促進	○日常業務や研修を通じて職員の能力開発を行い、職業能力の向上を図ります。 ○意思決定の場に参画できるような女性の積極的な管理職への登用を働きかけます。	○	人事課	1	99	総合窓口課	職場研修や朝礼等の機会を通じて、男女共同参画への意識向上、啓発に努めます。また、戸籍研究会や実務研修会へ参加し、職業能力の向上を図ります。	パートナーシップや多様性に関する研修を令和7年9月25日に実施し、職員の意識向上に努めました。また、戸籍研究会等への参加により、業務内容への理解を深め、職業能力が向上している。	1
68-2		63	5 あらゆる分野における男女共同参画の視点の反映	(1)政策・方針決定過程への女性の参画促進	②庁内における男女共同参画の推進	1 市の女性職員の職域拡大と女性の管理職の登用促進	○日常業務や研修を通じて職員の能力開発を行い、職業能力の向上を図ります。 ○意思決定の場に参画できるような女性の積極的な管理職への登用を働きかけます。	○	人事課	1	99	環境施設整備課	職場研修等を通じて、男女参画への意識啓発に取り組みます。	職場研修の一環として、令和7年12月に男女共同参画の資料を回覧することにより職員への意識啓発を行いました。今後も引き続き男女共同参画の視点に立ち、日々の業務を行います。	1
68-2		63	5 あらゆる分野における男女共同参画の視点の反映	(1)政策・方針決定過程への女性の参画促進	②庁内における男女共同参画の推進	1 市の女性職員の職域拡大と女性の管理職の登用促進	○日常業務や研修を通じて職員の能力開発を行い、職業能力の向上を図ります。 ○意思決定の場に参画できるような女性の積極的な管理職への登用を働きかけます。	○	人事課	1	99	障がい福祉課	研修会に参加しやすい職場の環境づくりに努めます。	課内協議、打ち合わせ等において、職員間での意識啓発を図りました。	1
69-1		63	5 あらゆる分野における男女共同参画の視点の反映	(1)政策・方針決定過程への女性の参画促進	②庁内における男女共同参画の推進	2 行政職員の男女共同参画に対する意識の向上	○職員に対して、県等が開催するセミナーや研修会への参加を促すなど、あらゆる機会を通じて男女共同参画への意思啓発及び資質の向上を推進します。		人事課	1	1	人事課	外部機関主催の専門研修への計画的な派遣や職場研修を実施し、職員の意識向上に取り組みます。	外部機関の行う専門研修へ職員を派遣するなど、意識並びに資質向上に資する機会の提供に努めました。また、職場研修や集合研修において人権問題研修を実施し男女共同参画に対する意識向上に向けて取り組みました。	1
69-2		63	5 あらゆる分野における男女共同参画の視点の反映	(1)政策・方針決定過程への女性の参画促進	②庁内における男女共同参画の推進	2 行政職員の男女共同参画に対する意識の向上	○職員に対して、県等が開催するセミナーや研修会への参加を促すなど、あらゆる機会を通じて男女共同参画への意思啓発及び資質の向上を推進します。	○	人事課	1	99	保険年金課	職場研修の機会を通じて職員の意識啓発に取り組みます。	職場研修の機会を通じて職員の意識啓発に取り組みました。	1
69-2		63	5 あらゆる分野における男女共同参画の視点の反映	(1)政策・方針決定過程への女性の参画促進	②庁内における男女共同参画の推進	2 行政職員の男女共同参画に対する意識の向上	○職員に対して、県等が開催するセミナーや研修会への参加を促すなど、あらゆる機会を通じて男女共同参画への意思啓発及び資質の向上を推進します。	○	人事課	1	99	財政課	職員が研修等に参加しやすい職場環境づくりに努めます	令和8年1月に開催される庁内の「男女共同参画にかかる職員研修」に、可能な範囲で課内対象職員が受講する予定です。	0
69-2		63	5 あらゆる分野における男女共同参画の視点の反映	(1)政策・方針決定過程への女性の参画促進	②庁内における男女共同参画の推進	2 行政職員の男女共同参画に対する意識の向上	○職員に対して、県等が開催するセミナーや研修会への参加を促すなど、あらゆる機会を通じて男女共同参画への意思啓発及び資質の向上を推進します。	○	人事課	1	99	障がい福祉課	職場研修の機会を通じて、意識啓発に取り組みます。	課内協議、打ち合わせ等において、職員間での意識啓発を図りました。	1
69-2		63	5 あらゆる分野における男女共同参画の視点の反映	(1)政策・方針決定過程への女性の参画促進	②庁内における男女共同参画の推進	2 行政職員の男女共同参画に対する意識の向上	○職員に対して、県等が開催するセミナーや研修会への参加を促すなど、あらゆる機会を通じて男女共同参画への意思啓発及び資質の向上を推進します。	○	人事課	1	99	企業立地推進課	職場研修において、男女共同参画への意識啓発に取り組みます。	3月に実施予定の職場研修において、男女共同参画への意識啓発に取り組みます。（健康運動公園整備事業推進課と合同で研修予定）	0
69-2		63	5 あらゆる分野における男女共同参画の視点の反映	(1)政策・方針決定過程への女性の参画促進	②庁内における男女共同参画の推進	2 行政職員の男女共同参画に対する意識の向上	○職員に対して、県等が開催するセミナーや研修会への参加を促すなど、あらゆる機会を通じて男女共同参画への意思啓発及び資質の向上を推進します。	○	人事課	1	99	長寿福祉課	職員の知識やスキル向上のために各種研修会への参加を促します。	・市や外部が開催する人権研修などに、研修等目標をもって積極的に参加するよう促しています。	1
69-2		63	5 あらゆる分野における男女共同参画の視点の反映	(1)政策・方針決定過程への女性の参画促進	②庁内における男女共同参画の推進	2 行政職員の男女共同参画に対する意識の向上	○職員に対して、県等が開催するセミナーや研修会への参加を促すなど、あらゆる機会を通じて男女共同参画への意思啓発及び資質の向上を推進します。	○	人事課	1	99	税務課	職場研修や外部機関主催の専門研修への計画的な派遣を実施し、職員の資質向上に取り組みます。	12月に職場研修を実施し、男女共同参画に対する課員の意識向上に努めました。（税務課）	1
69-2		63	5 あらゆる分野における男女共同参画の視点の反映	(1)政策・方針決定過程への女性の参画促進	②庁内における男女共同参画の推進	2 行政職員の男女共同参画に対する意識の向上	○職員に対して、県等が開催するセミナーや研修会への参加を促すなど、あらゆる機会を通じて男女共同参画への意思啓発及び資質の向上を推進します。	○	人事課	1	99	土木交通課	男女共同参画について、引き続き、職場研修を通じて職員の意識および資質の向上に努めていきます。	3月の職場研修を通じて、男女共同参画についての意識および資質の向上に努める予定です。	1
69-2		63	5 あらゆる分野における男女共同参画の視点の反映	(1)政策・方針決定過程への女性の参画促進	②庁内における男女共同参画の推進	2 行政職員の男女共同参画に対する意識の向上	○職員に対して、県等が開催するセミナーや研修会への参加を促すなど、あらゆる機会を通じて男女共同参画への意思啓発及び資質の向上を推進します。	○	人事課	1	99	企画政策課	研修への参加促進などにより男女共同参画等に関する意識向上に向けた取り組みの支援に努めます。	研修等への積極的な参加に努めました。	1

No.	概要版	頁	基本目標大分類	基本目標中分類	基本目標小分類	具体的な施策	取組み内容	全課	担当課	担当課No.	課名	今年度の目標と具体的な取組み	今年度の進捗状況と実績	評価
69-2		63	5 あらゆる分野における男女共同参画の視点の反映	(1)政策・方針決定過程への女性の参画促進	②庁内における男女共同参画の推進	2 行政職員の男女共同参画に対する意識の向上	○職員に対して、県等が開催するセミナーや研修会への参加を促すなど、あらゆる機会を通じて男女共同参画への意思啓発及び資質の向上を推進します。	○	人事課	1	99 道路・河川課	男女共同参画に対する課内研修を実施し、職員の意識向上に努めます。	年度内に職場研修を実施予定	0
70		64	5 あらゆる分野における男女共同参画の視点の反映	(1)政策・方針決定過程への女性の参画促進	②庁内における男女共同参画の推進	3 男女共同参画の視点に立った職場づくり	○育児・介護関連の制度をまとめたハンドブック等による啓発を行い、特に男性職員の育児・介護休業や育児参画に係る特別休暇制度等を取得しやすい体制づくりを推進します。		人事課	1	1 人事課	第5期「次世代育成支援対策推進法」に基づく「次世代育成支援対策推進法(R7改正)」(計画期間R7-R11)に基づき推進します。	男性職員の育児休業積極取得に向け、情報提供や取得しやすい職場環境の構築に取り組みました。令和7年度において現在までの間、育児休業取得者は男性職員10名が取得しました。また、配偶者出産休暇を4名、育児参加休暇を2名が取得しました。	1
71		64	5 あらゆる分野における男女共同参画の視点の反映	(1)政策・方針決定過程への女性の参画促進	②庁内における男女共同参画の推進	4 安心して働くことができる職場づくり	○セクハラ等に関する苦情処理委員会や苦情相談窓口を設置し、すべての職員が個人として尊重され、安心して働くことができる職場環境の整備を推進します。		人事課	1	1 人事課	「栗東市職員のハラスメントの防止等に関する規程」及び「栗東市職員のハラスメントの防止に関する指針」に基づき、委員・相談員を選任するとともに、所属長の責務として職場におけるハラスメントの未然防止に取り組みます。	ハラスメント全般に対処する苦情処理委員会を設置すること併せ、苦情相談窓口の設置や情報収集にも努めながら、ハラスメント未然防止に取り組みました。	1
72		64	5 あらゆる分野における男女共同参画の視点の反映	(2)あらゆる施策への男女共同参画視点の反映	①男女共同参画の視点による防災体制の整備	1 防災対策における男女共同参画の推進	○「栗東市地域防災計画」等の推進にあたり、多様な性のあり方に配慮した防災・避難対策を推進します。 ○防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性等の参画の拡大を図り、男女共同参画をはじめとする多様な視点を取り入れた防災体制を推進します。		危機管理課	1	1 危機管理課	・栗東市地域防災計画における「計画の基本方針」のとおり、防災の現場における女性の参画拡大など男女共同参画の視点や男女の違い等に配慮した体制の整備に努めます。	・防災の現場における女性の参画拡大など男女共同参画の視点や男女の違い等に配慮した災害対策本部支部等の体制の整備に努めました。	1
73		64	5 あらゆる分野における男女共同参画の視点の反映	(2)あらゆる施策への男女共同参画視点の反映	①男女共同参画の視点による防災体制の整備	2 多様な性のあり方等に配慮した避難所の整備	○避難所の設備・備品・運営方針等に関し、多様な性のあり方や障がい者・高齢者に配慮した整備を推進します。		危機管理課	1	1 危機管理課	・栗東市地域防災計画における「計画の基本方針」のとおり、防災の現場における女性の参画拡大など男女共同参画の視点や男女の違い等に配慮した体制の整備に努めます。	・防災の現場における女性の参画拡大など男女共同参画の視点や男女の違い等に配慮した災害対策本部支部等の体制の整備に努めました。	1
74-1	○	64	5 あらゆる分野における男女共同参画の視点の反映	(2)あらゆる施策への男女共同参画視点の反映	②あらゆる施策への男女共同参画視点の反映	1 あらゆる施策における男女共同参画視点の反映	○あらゆる施策や事業に対し、性別などにかかわらず等しく便宜を提供できているかなど、男女共同参画の視点から考える取組みを推進します。		自治振興課	1	1 自治振興課	男女共同参画の視点で事業や施策の取組みを推進します。	男女共同参画プラン第7版策定の際、男女共同参画の視点で、具体的な施策や取組みについて審議を重ねました。	1
74-2	○	64	5 あらゆる分野における男女共同参画の視点の反映	(2)あらゆる施策への男女共同参画視点の反映	②あらゆる施策への男女共同参画視点の反映	1 あらゆる施策における男女共同参画視点の反映	○あらゆる施策や事業に対し、性別などにかかわらず等しく便宜を提供できているかなど、男女共同参画の視点から考える取組みを推進します。	○	自治振興課	1	99 長寿福祉課	所管する施策や事業において、性別によって受けられるサービスに違いが出ていないかなど男女共同参画の視点による気づきを大切にします。	男女共同参画の視点をもって、介護サービスの相談を行っています。	1
74-2	○	64	5 あらゆる分野における男女共同参画の視点の反映	(2)あらゆる施策への男女共同参画視点の反映	②あらゆる施策への男女共同参画視点の反映	1 あらゆる施策における男女共同参画視点の反映	○あらゆる施策や事業に対し、性別などにかかわらず等しく便宜を提供できているかなど、男女共同参画の視点から考える取組みを推進します。	○	自治振興課	1	99 障がい福祉課	男女共同参画の視点から考え、所管する事務事業に取り組みます。	男女共同参画の視点を踏まえ、所管事業に取り組みました。	1
75-1		65	5 あらゆる分野における男女共同参画の視点の反映	(2)あらゆる施策への男女共同参画視点の反映	③事業者や関係団体との連携推進	1 事業者や団体における男女共同参画推進に対する支援	○市内の事業者や団体等に対し、男女共同参画に関する情報の提供や啓発などを推進し、男女共同参画の取組みを促進します。 ○事業者が実施する女性活躍などに関する積極的な取組みの情報を収集し、他の事業者と情報共有するなど、男女共同参画の取組みの連携を推進します。		商工観光労働課 自治振興課	2	1 商工観光労働課	企業訪問や研修参加等を通じて、取組みの動向について把握し、情報発信に努めます。	県が開設されている講座チャンネルを事業者に活用していたり、ホームページやチラシで情報発信を行いました。	1
75-2		65	5 あらゆる分野における男女共同参画の視点の反映	(2)あらゆる施策への男女共同参画視点の反映	③事業者や関係団体との連携推進	1 事業者や団体における男女共同参画推進に対する支援	○市内の事業者や団体等に対し、男女共同参画に関する情報の提供や啓発などを推進し、男女共同参画の取組みを促進します。 ○事業者が実施する女性活躍などに関する積極的な取組みの情報を収集し、他の事業者と情報共有するなど、男女共同参画の取組みの連携を推進します。		商工観光労働課 自治振興課	2	2 自治振興課	企業訪問や研修参加等を通じて、取組みの動向について把握し、情報発信に努めます。	市内の「人権啓発担当者」設置事業所に、ワークライフバランスの大切さに関する啓発資料を配布し、情報発信に取り組みました。	1
76		65	5 あらゆる分野における男女共同参画の視点の反映	(2)あらゆる施策への男女共同参画視点の反映	④国際的な取組みとの協調	1 国際社会における男女共同参画への理解と協調	○広報や市が主催する講演会・イベント等を通じ、国際社会における男女共同参画やSDGsの取組みについて、啓発を行います。		自治振興課	1	1 自治振興課	国際社会の動きを意識して、SDGsの啓発を行います。	男女共同参画プラン第7版策定にあたり、SDGsの視点を踏まえて、プランの方針を示しました。	1
77		65	5 あらゆる分野における男女共同参画の視点の反映	(2)あらゆる施策への男女共同参画視点の反映	④国際的な取組みとの協調	1 国際社会における男女共同参画への理解と協調	○自己啓発や職場研修に役立つよう、関係機関の協力のもと、国際社会等における男女共同参画やSDGsをテーマにした図書や情報を収集し、充実を図ります。		図書館	1	1 図書館	新刊図書を中心に関係図書の収集に努めます。また、関係団体の啓発チラシの配布等による情報提供を行います。	関係図書を収集し、新着本コーナーや「図書館だより」など新着図書案内で紹介しました。また関係各所団体が発行するポスターやチラシを掲示し、情報提供しました。	1